

# 官報

号外

昭和二十七年七月一日

## 第十三回 参議院會議錄第五十九号

昭和二十七年七月一日(火曜日)午前十一時四十分開議

議事日程 第六十号

昭和二十七年七月一日

午前十時開議

第一 議長不信任決議案(棚橋小虎君外二十四名発議)

(委員会審査省略要求事件)

第二 破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第三 公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第四 公安調査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第五 法廷等の秩序維持に関する法律案(衆議院提出)

第六 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特例措置に関する法律案(衆議院提出)

第七 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第九 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

第一〇 製塩施設法案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 航空法案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 農地法案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 農地法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 輸出取引法案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 航空機製造法案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)

第一八 電源開発促進法案(衆議院提出)

第一九 中華民国との平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二〇 北太平洋の公海漁業に関する国際条約及び北太平洋の公海漁業に関する国際条約附属議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二一 インドとの平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二二 閣議長(三木治朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る六月二十八日委員長から左の報告書を提出した。

外務委員会諸般報告書第五号同特別報告第五号

外務委員会諸般報告書第六号同特別報告第六号

昨六月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 工藤 鐵男君  
地方行政委員 深川榮左門君  
法務委員 加藤 武徳君  
外務委員 赤松 常子君  
大蔵委員 堂森 芳夫君  
厚生委員 岩男 仁蔵君  
運輸委員 川上 嘉市君  
建設委員 石原幹市郎君  
決算委員 長谷山行毅君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 加藤 武徳君  
地方行政委員 岩男 仁蔵君  
法務委員 石原幹市郎君  
外務委員 川上 嘉市君  
大蔵委員 堂森 芳夫君  
厚生委員 赤松 常子君  
運輸委員 深川榮左門君  
建設委員 柏木 庫治君  
決算委員 工藤 鐵男君  
議院運営委員 川村 松助君  
長谷山行毅君

同日本院は、国会の会期を七月十日まで十日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通知した。

同日議員から左の懲罰動議を提出した。

議員岩間正男君外十六名懲罰の動議(草葉隆國君外七名提出)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

農山漁村電化促進法案(松田鐵藏君外六名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国家行政組織法の一部を改正する法律

○副議長(三木治朗君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、議長不信任決議案(棚橋小虎君外二十四名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。

草葉隆國君から、賛成者を得て、本決議案の趣旨説明を十分以内、質疑及びそれに対する答弁はおの／＼五分以内、(反対)と呼ぶ者あり討論は各五分以内とするこの動議が提出されております。(委員会審査省略の決定を……)議題とするかしないかをきめてからだと呼ぶ者あり

草葉隆國君の動議の採決をいたします。表決は記名投票を以て行います。草葉君の動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

「おかしいぞ」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 先ほどの発言を取消します。

本決議案につきましては、棚橋小虎君外二十四名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。

草葉隆國君から、賛成者を得て、本決議案の趣旨説明を十分以内、質疑及びそれに対する答弁は各五分以内、(反対)と呼ぶ者あり討論は各五分以内とするこの動議が提出されております。

昭和二十七年七月一日 参議院會議第五十九号 議長不信任決議案

ます。(「ひどいじゃないか」常職がないぞ」と呼ぶ者あり)

草葉圓君の動議の採決をいたします。表決は記名投票を以て行います。

草葉君の動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。(「こんな記名投票の間に十五分たつじやないか」そんなら記名投票をやめろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(三本治朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数四百四十三票、

白色票九十六票、

青色票四十七票、

よつて本決議案の趣旨説明は十分以内、質疑及びそれに対する答弁はおのおの五分以内、討論は各五分以内とするに決しました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 九十六名

藤森 昌治君 藤野 繁雄君

野田 俊作君 中山 福蔵君

徳川 宗敬君 田村 文吉君

伊達源一郎君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋龍太郎君

高橋 道男君 高瀬莊太郎君

高木 正夫君 杉山 昌作君

新谷寅三郎君 西郷吉之助君

小宮山常吉君 小林 政夫君

楠見 義男君 河井 彌八君

加藤 正人君 柏木 庫治君

加賀 操君 小野 哲君

岡本 愛祐君 梅原 眞隆君

井上なつみ君 石黒 忠篤君

赤木 正雄君 山川 良一君

村上 義一君 島津 忠彦君

上原 正吉君 岡田 信次君

青山 正一君 中川 幸平君

九鬼敏十郎君 大矢半次郎君

郡 祐一君 廣瀬興兵衛君

加藤 武雄君 城 義臣君

植竹 春彦君 山本 米治君

古池 信三君 小杉 繁安君

山縣 勝見君 石川 榮一君

木村 守江君 大谷 豊彌君

深木 六郎君 草葉 隆圓君

左藤 義隆君 大島 定吉君

小林 英三君 中川 以良君

川村 松助君 寺尾 豊君

宮城タマヨ君 薄口 三郎君

三浦 辰雄君 堀越 儀郎君

小野 義夫君 大野木秀次郎君

宮田 重文君 西川基五郎君

田方 進君 秋山俊一郎君

鈴木 直人君 石村 幸作君

長谷山行教君 石原幹市郎君

鈴木 恭一君 愛知 揆一君

安井 謙君 平林 太一君

長島 銀藏君 竹中 七郎君

菊田 七平君 瀧井治三郎君

園 伊能君 前之園喜一郎君

池田宇右衛門君 北村 一男君

油井賢太郎君 白渡順米吉君

中山 壽彦君 西田 隆男君

大屋 晋三君 黒川 武雄君

横尾 龍君 境野 清雄君

大隈 信幸君 谷口弥三郎君

千葉 信君 三輪 貞治君

三橋八次郎君 若木 勝蔵君

小酒井義男君 栗山 良夫君

三好 始君 荒木正三郎君

内村 清次君 羽生 三七君

高田なほ子君 吉田 法晴君

深川榮左エ門君 岩木 哲夫君

岩男 仁蔵君 菊川 孝夫君

河崎 ナツ君 一松 定吉君

櫻内 辰郎君 堀本 鏡三君

岡村文四郎君 小笠原三男君

須藤 五郎君 岩間 正男君

兼岩 傳一君 鈴木 清一君

岩崎正三郎君 大野 幸一君

上條 愛一君 東 隆君

田中 一君 矢嶋 三義君

永井純一郎君 吉川末次郎君

カニエ邦彦君 島 清君

小林 亦治君 相馬 助治君

山下 義信君 赤松 常子君

伊藤 修君 棚橋 小虎君

波多野 鼎君 原 虎一君

曾根 益君 下條 恭兵君

相馬 助治 松浦 清一

小林 亦治 片岡 文重

中村 正雄 上條 愛一

赤松 常子 岩崎正三郎

大野 幸一 小松 正雄

齋 武雄 島 清

下條 恭兵 曾根 益

田中 一 永井純一郎

波多野 鼎 松永 義雄

村尾 重雄 山田 節男

吉川末次郎

参議院議長佐藤尚武殿

議長不信任決議

本院の議事を連日混乱に陥れ、その権威を失墜せしめた責任は佐藤参議院議長に負うべきものである。

右決議する。

〔原虎一君登壇、拍手〕

○原虎一君 只今上程になりました佐藤議長不信任決議案の趣旨を、日本社会党第二控室を代表いたしまして、これより御説明を申し上げます。

先ず議長不信任決議案を朗読いたします。

本院の議事を連日混乱に陥れ、その権威を失墜せしめた責任は、佐藤参議院議長に負うべきものである。

右決議する。

日本の民主主義は今危機にありま

す。民主主義を防御し得るかどうかは、国会の権威が保たれるかどうかにかかっているところでありま

られる。破防法案について、衆議院における審議不足を補うため、本院において慎重に審議し、悪法の本質を暴露いたしまして、合理的なるあらゆる手段によつてその成立を阻止せんとするものであります。(合法的にやれ」と呼ぶ者あり) 合法的には前提に申し上げたはずであります。

次に、佐藤議長不信任の理由と、事ここに至りました経過を申し上げます。

思ひます。今回の不幸なる議場混乱の最大の原因は、吉田総理の参議院軽視にあると断言するものであります。

(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 吉田総理は、自党のために、緑風会工作には、夜半といえども一族郎党を引連れて緑風会控室を訪問することはたびたびであります。(拍手) 法案審議のため、法に基く出席要求にもかかわらず、頭として応じないという傲慢な態度をとり来たつたのであります。

(総理の資格なし「ひがめ」と呼ぶ者あり) 第一の理由は、自由党の四役にして参議院自由党会長大屋晋三君が、佐藤議長提示の調停三条件を承認しておきながら、これを履行する信義と勇氣と熱意に欠けたことであります。(「そうだと呼ぶ者あり) 大屋君をして裏切らざるを得なくせしめたのは吉田総理にあると言わなければなりません。自由党の諸君は、左派社会党や共産党がめちやくちや過ぎるから、公約は御破算にしたと主張し、一昨夜のラジオ討論会においても、保利官房長官が得々として主張しているのを聞いて、私は唖然としたのであります。(「恥かしかつたらう」と呼ぶ者あり) 私は自由党の諸君に強く反省を求めるものであります。議長提示の調停三条件は、第一に

国会法第十三條の改正、第二に川村運  
管委員長の辞任の承認、第三に本院運  
管の正常化の三つであつたのでありま  
す。(その通り)と呼ぶ者あり。然るに  
諸君は国会法第十三條改正だけを御破  
算にし、諸君の同志川村松助君の運管  
委員長復職をなせられたいのである  
か。諸君は二十六日の夜、議長職権に  
よる本会議において寺尾君を運管委員  
長に選任しました。(諸君とは誰だ)  
と呼ぶ者あり。諸君は、公約の一つは  
御破算にし、一つは守つてゐるとすれ  
ば、余りにも不可解ではありません  
か。(その通り)と呼ぶ者あり。「ノー」  
と呼ぶ者あり。又議長室で各派代表懇  
談会とき、国会法改正については、  
特に議長から念を押され、大屋、草葉  
兩代表は我が会派は賛成であると宣明  
したことは、同席の全員の認めるとこ  
ろであり、自由党はこの條件を検討す  
るために我々野党や緑風会に二十八時  
間も待たしたではありませんか。(冗  
談言うな)と呼ぶ者あり。緑風会代表と  
して出席された高瀬、徳川の両君も、  
この事實は否定できないでありまし  
よ。大屋、草葉の両君を初め国会法の  
改正が正しいと信じて同意したのであ  
りますならば、他の理由で公約を御破  
算にしたとしても、赤木君の提案には  
当然賛成投票をするのが天下の公約と  
してとるべき態度であります。(その  
通り)と呼ぶ者あり。拍手。然るに、一  
度正しいと信じて公約をしたが、翌日  
吉田総理から強く反対を受けたのでこ  
れを本院で否決しなければならぬ。  
(拍手)そのためには公約を御破算にす  
るよりほかに途がなく、かかる不信行  
為をあえてやつたのであると非難され

ても、弁解はできないでありまし  
よ。(その通り)と呼ぶ者あり。  
次に緑風会の諸君にお聞きいたした  
い。紳士の集団と自負され、是非々々  
の立場を堅持すると称される諸君が、  
何故に前述のごとき自由党の不信行為  
に同調されたのであります。徳川会  
長は各派代表懇談会において明らかに  
賛意を表しておられる。然るに、左派  
社会党の態度に理由付けて自由党と  
同一に豹変されたことは、全く理解  
に苦しむところであります。(当然だ)  
と呼ぶ者あり。拍手。緑風会の諸君は  
本日この不信提案には反対されるで  
ありません。併し、去る二十八日の  
赤木君の提案に全員反対投票をされた  
ことは、議案は異なるのであります  
が、明らかに議長不信の意思表示と  
指摘されてもいた方があります。ま  
い。(拍手)又さうでなければ余りにも  
感情によつて意思を左右したというそ  
しりは免れないのであります。かくの  
ごとき態度をとられては、今日の緑風  
会自由党の分家となりつたものと  
非難されても止むを得ないでありま  
しよ。佐藤議長はかくも自派に裏切  
られ、自由、緑風兩派の不信行為によ  
つて本院の運営はますます粉砕に陥  
り、一方、左派社会党は破防法案上程  
に極力反対しておりましたが、(その  
通り)と呼ぶ者あり。去る二十七日議長  
職権による会議にみづから破防法案上  
程の音頭取りとなり、(嘘を言うな)と  
呼ぶ者あり。自会派から糾弾されたは  
かりでなく、労働大衆より強く(お前  
たちは何をしておつたか)と呼ぶ者あ  
り。攻撃されたのであります。(その  
通り)と呼ぶ者あり。そのためか、翌日  
の本会議には野党連合に一言のお断わ

りもなく突如として佐藤議長不信提案  
を提出して、(何を言うか)と呼ぶ者  
あり。その後、合法、非合法、あらゆる  
議事妨害手段を横行するに至り、  
(発言する者多し、議場騒然)世論はい  
よいよ参議院に対して非難を浴びせる  
に至つたのであります。  
かくて一昨々日、左派の議事延滞手  
段である自由党議員に対する懲罰動議  
が提出されておるにもかかわらず、  
(何を言うか)と呼ぶ者あり。佐藤議長  
は、自由党小林英三君の動議を事前に  
打合せておきながら、突如議場におい  
て採択したため、議場は大混乱に陥つ  
たのであります。この議長のとつた処  
置は、明らかに国会法、参議院規則を  
無視するものであります。(その通り)  
と呼ぶ者あり。拍手。議場を混乱に陥  
れた重大なる責任はまさに議長にあり  
と断ずるものであります。(拍手)それ  
であればこそ左派社会党の諸君は再び  
議長不信提案を提出したのではない  
か。議長は本院の紛糾混乱を收拾する  
ことができないばかりでなく、去る二  
十八日衆議院と四度の会期延長を決定  
するに当り、何ら本院の意思決定をす  
ることができず、衆議院の意思のまま  
に決定せしめたことは、我が参議院の權威  
を失墜するも甚だしいと断ぜざるを得  
ません。(拍手)昨夜本議場において議  
決された参議院審議權專断に関する決  
議を議長は銘記されたいのでありま  
す。議長は、昨日に至り、左派社会党  
が議長不信提案と大屋三三君の……  
○副議長(三木治朗君) 原君、時間が  
参りました。  
○原虎一君(統) 懲罰動議を取下げ  
ることを申出で、議長幹施により(嘘  
をつく)と呼ぶ者あり。左派社会党、

自由党、緑風会とが協定して、破防法  
案審議を僅か(発言する者多し、議場  
騒然)一日半で打切ることとなつたか  
ら承認されたいとの申入れが我が会派  
に示されたのであります。  
○副議長(三木治朗君) 原君、時間が  
大分過ぎました。  
○原虎一君(統) 我々は議長が何人と  
協議して……  
○副議長(三木治朗君) 時間が大分過  
ぎましたから……  
○原虎一君(統) 事をまとめようと  
も、何ら干渉するものではありません。  
併し、天下の注目の的である……  
○副議長(三木治朗君) 簡潔に終つて  
頂きたい。時間が大分過ぎました。  
○原虎一君(統) 重要な、而も議長  
の不信提案です……(きまつたぞ)や  
れやれ(懲罰々々)と呼ぶ者あり。破防  
法案審議時間を、我々も又社会も納得  
できるものを、去る二十一日以来本院  
を紛糾に陥れ、秩序と品位を棄した者  
に対する(時間無視)と呼ぶ者あり。條  
理にかなうけじめが立派に付けられな  
ければならないことは理の当然であり  
ます。(結論々々)と呼ぶ者あり。  
○副議長(三木治朗君) おやめになら  
ない……  
○原虎一君(統) 議長、結論に入りま  
す。  
○副議長(三木治朗君) 結論というの  
じや駄目です。もう時間が大分過ぎま  
したから。  
○原虎一君(統) 議長が急速にその適  
切なる処置をとらないために、遂に自  
由党から多数に亘り懲罰動議を提出す  
るところとなり、重ね／＼本院の名誉  
を……

○副議長(三木治朗君) 発言を打ち切  
つて頂かないと困ります。  
○原虎一君(統) 汚すも甚だしいと言  
わなければなりません。私はあえて議  
長に質問いたします。議長は、本院の  
運営を誤まり、社会の激しい指弾を受  
けた重き責任を何を以て償ふんとする  
のであります。か。  
○副議長(三木治朗君) 時間をお守り  
下さらないと発言を禁止しますよ。  
○原虎一君(統) 議長は、ただ／＼自  
己に突きつけられた左派社会党からの  
不信提案が取下げられ、破防法案が短  
時日に採決されれば事足れりとするの  
であります。か。議長の……  
○副議長(三木治朗君) 発言を禁止し  
ます。(やれ／＼)時間を守れ)と呼  
ぶ者あり。  
○原虎一君(統) あとの残りは速記に  
任せます。  
以上佐藤議長の不信任案の説明を終  
了いたします。(拍手)  
○副議長(三木治朗君) 質疑の通告が  
ございます。順次発言を許します。矢  
嶋三義君。  
(矢嶋三義君登壇、拍手)  
○矢嶋三義君 提案者に御質問をいた  
します。提案理由を承つていますと  
いうと、議長を不信任するのは苛酷  
であるというやうな印象を受けたわけ  
でございまして、若干御質問申し上げた  
いと思ひます。  
このたびの混乱の理由というものが、  
一つには自由党国会対策委員諸君  
の無能というものが挙げられると思  
ひます。と申しますのは、参議  
院の議運なり本会議の動向の見通しを  
誤まつて、国会の延長十日と決定し  
て、これを衆議院に送り込んだ後に、

而も本参議院本会がこれの意思決定をなし得なかつたというの見通しの誤まり、更に、あの人格圓滿な、重厚な政治家であるところの小野法務委員長の懲罰動議がかかりました、あの場合同も、小野法務委員長はその説明をしないことになつておつたにもかかわらず、自由党の国会対策委員の諸君は、小野委員長をして無理やりに登壇せしめて、かくのごとき事態を招来したのも、これも自由党の国会対策委員諸君の無為無能のたたりと考へておられます。(その通り)と呼ぶ者あり)更に昨日、本会議は十日間の会期延長を決定いたしました、それに先立つて二十八日の議院運営委員会に諮り、その議院の決定を議長をして衆議院議長にこれを伝えさすべきであつたにもかかわらず、議院に諮ることなくして、即ち我が参議院の議長をして衆議院議長に回答をさせることなく、一方的に衆議院が三十日を議決して我々に押し付けたというの形は、又自由党の国会対策委員諸君の無為無能のたたりと考へておられます。次に自由党幹部の政治的不信が考へられると思ふのでございます。二十四日夜の代表者会議に対するところの申合せについて、少くとも参議院自由党はこれについて責任を持つというふうな発言を佐藤参議院議長の前で明言しながら、而も本会議に入るに先立つて佐藤参議院議長に一言の弁明もすることなく、本会議場において青天の霹靂のごとくこれに背投票をいたして議場を混乱に陥れました。この政治的不信と、更にもう少し重大なのは、自由党の諸君が(神経衰弱的)何だそれは質問か「やれやれ」と呼ぶ者あり)二十八日小林君

の動議を、目に見えないところの暴力を以てなそうとした。その目に見えないところの暴力は目に見えるところの暴力を誘発した。そこに議長は休憩を宜せざるを得ない状況になつた。これらの自由党幹部の政治的不信、自由党の国会対策委員諸君の無為無能と、多数を待んだところの危険な暴力というものが、かくのごとき国会の混乱を来たしたのでありまして、私はこれを佐藤参議院議長の一の責任であるとするのは苛酷ではないかと考へるが、これに對して提案者は如何に考へておられるか、御質問申し上げます。

第二点といたしましては、この混乱の最も中心となつたのは国会法の問題でございますが、二十七日国会法の採決に當つて本議場は混乱の極みを呈したのでございまして、これらに對して、以上私が申し上げましたように、政治をあずかるところの大政党、大会派への警告と、その責任者の政治的背信行為に対する懲罰との関連を如何お考へになつておられるかということが第二点の質問でございます。

第三点といたしましては、二十八日議長不信任動議が出されましたが、その議長不信任動議が出てからにもかかわらず、議長は小野法務委員長の発言を許したというところは、一つの議長に対する不信任の大きな要素となつておると考へますが、私は提案者にお伺いしたい点は、議長が小野法務委員長に発言を許可する前に、社会党第四控室からの議長不信任動議というものは議長の手許に届いていたかどうかという点について御調査になつておられるか。この点を承わりたいと思ふのでございまして。

最後にお伺いしたい点は、我々本議院に席を置く者の中で、本会議場におけるところの院内交渉は、院内を、或いは壇上に上ることも自由かと考へますが、一般の議員の方々は特別の許可なくしては議席を離れないというふうな、或いは申合せ、或いは参議院規則の改正を図ることによつて、本議場の混乱を防止するということによつて、お考へは提案者にないかどうか。その点をお伺いいたしました私の質問を終る次第でございます。(答弁の要なし)「よくできるね、ああいう質問を」同じことをぐるぐる廻しているじやないか「無為無能な質問だ」その通り」と呼ぶ者あり)

○副議長(三本治朗君) 原虎一君。(原虎一君登壇、拍手)

○原虎一君 矢嶋君の御質問にお答えをいたします。

私は今日に至るまでの個々のいろいろな問題については、これは議員お互いに責任を感じなければならぬところが多々あると考へるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)従いまして、議院運営委員の不手際を、運営委員にあらざる我々が攻撃し、あえて批判することを好みません。(その通り)と呼ぶ者あり)要するに私は、議長不信任案に対する最後の決定的な理由を申し上げますれば御理解願えるものと存じますので、先ほど時間がなくて降りました残りを読み上げます。(笑聲、拍手)

私はあえて議長に質問いたします。議長は本院の運営を誤り、社会の激しい指弾を受けた重き責任を何で以て償ふんとするのでありますでしょうか。ただただ自己に突きつけられた左派社会

党からの不信任案が取下げられ、破防法案が短時に採決されれば事足りる、大道路人的取引手段によつて本院の秩序が保持できるとのお考へでありますか。かくのごとき不明朗なる、條理を逸脱した処理こそは、本院の今後の運営に大なる支障を発生せしめるものであり、必ずや社会の指弾を受けるのであります。要するに議長は、本院の名譽を保持する良心と熱意を持つておられたのであります。甚だしく政治的手腕に欠乏して、認識を誤り、事態を收拾することを得ずしたものであります。我々は民主日本の前途を憂ひ、あえて議長を責任を追及いたすものであります。

以上御答弁申し上げます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 岩間正男君。(岩間正男君登壇)

○岩間正男君 只今上程されました議長不信任案に對しまして、提案説明者の原虎一君に對しまして、私は次の諸点を質したいと思ふのであります。

その第一点は、曾つて左派社会党が議長不信任案を提出したことがございまして、その際におきましては、この議長不信任案には反対だといふので、わざわざ声明書まで発表したところの右派社会党の諸君が、今日に至りまして急遽このような不信任案を上程するに至つたといふことについては、これは当然心境の変化並びに政治的動機の変化といふものが私は当然なければならぬ。この点が明らかにされなければ、我々公党の政治的責任を国民の前に明らかにすることにはならないと思ふのでございまして、私は、この点、国民の前にこれらの経緯を明らかにさ

れることが非常に重要と思ふ点からいたしまして、只今の心境の変化並びに政治的動機の変化の点について質したいと思ふのであります。

我々は現在社会党の諸君が、左派或いは右派、或いは社会民主主義或いは民主社会主義といふような看板の違いはございすけれども、このイデオロギー的な相違は別といたしまして、我々はこの内容については、つまびらにしないのでありますから、これについては我々は煩れないのでありますけれども、併し同じく階級政党、同じく勤労者の利益を代表する政党として、当然こういふような、敵が歴大なる我々に弾圧態勢を加えて来ておる中にありましては、当然小異を捨てて大同について、戦線を統一して、日本勤労階級並びに日本国民大衆の利益のために闘ふのが、我々の最も必要なことと考へておるものであります。(拍手)然るにこれをなさずして、若し左右相対するやうなことがあるとすれば、このために喜ぶのは、(共產党だ)と呼ぶ者あり)案外この辺にたくさんおる。(笑聲)私は先ほど見ておりますといふと、左右の諸君がこの演壇と議長席におきましてやり取りをやつておりますと、満面相好を崩して自由党並びにそれに準ずる会派の諸君が大いなる喜びを以てこれを見ておるといふ事実は、これは日本の我々現在勤労階級、日本の国民大衆、民族の利益を真に憂へ、このために闘つておる立場に立つ者、而もこれは日本の大きな民族戦線の形成なしには、このやうな暴圧に對して、はつきり闘えることができないと考へておる立場に立つ者に

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 議長不信任決議案

とつては、非常に憂へるべき事態だと思ふのでございまして、こういう点から、小異を捨てて飽くまで大同について、そうして我々の頭にあるものは、自分の党の小さい党利党略、利益にあらずして、真に民族の利益、国民大衆の利益の点において先ず問題を考へるという、こういうような、いわゆる国民に直結したところの、その国民の利益を真に代表したところの政界でなければならぬ。

○議長(三本治朗君) 原虎一君。第一の戦線統一問題は、議場で質疑応答すべき問題ではなからうと考へますので、(その通り)と呼ぶ者あり。議場から出まして、とつくり御答弁をいたしたいと存じます。(笑声、ノー)

○議長(三本治朗君) 原虎一君。第一の戦線統一問題は、議場で質疑応答すべき問題ではなからうと考へますので、(その通り)と呼ぶ者あり。議場から出まして、とつくり御答弁をいたしたいと存じます。(笑声、ノー)

○議長(三本治朗君) 原虎一君。第一の戦線統一問題は、議場で質疑応答すべき問題ではなからうと考へますので、(その通り)と呼ぶ者あり。議場から出まして、とつくり御答弁をいたしたいと存じます。(笑声、ノー)

○議長(三本治朗君) 原虎一君。第一の戦線統一問題は、議場で質疑応答すべき問題ではなからうと考へますので、(その通り)と呼ぶ者あり。議場から出まして、とつくり御答弁をいたしたいと存じます。(笑声、ノー)

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。

○議長(三本治朗君) 岩間正男君。岩間正男君、再質問をいたします。



昭和二十七年七月一日 参議院会議録第五十九号 議長不信任決議案

以上二点質問いたします。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 原虎一君。

(原虎一君登壇、拍手)

○原虎一君 曾つての同志、又将来も同志であつて欲しい小笠原君の御質問にお答えいたします。(裏切者は誰だと呼ぶ者あり) 第一回の議長不信任案提出の場合に、野党連合の中で、あなた方はどの会派にも御相談なく出されたことは事実を肯定されております。(話を待つて行つたじやないか)「お前ら断わりに来たじやないか」副議長を出しておるからと言つて「嘘を言うな」「自由党が喜んでおるよ」と呼ぶ者あり)まあ待ちなさい。

そこで次の第二の質問であります。事実によつて云々と言われましたが、事實は、各会派等から私が直接聞いた問題、(何だ、それは「と呼ぶ者あり)そういう問題につきまして十分調査をいたしました、事実も明らかになつておるものであります。(言つたらいい)と呼ぶ者あり)ところが、本日この議場で十分御納得の行くような説明をする資料を十分持ちまして、三十分の趣旨弁明時間を要求いたしましたところが、誠に残念であります、草葉君の提案によりまして時間が制限されております。(苦しい)と呼ぶ者あり)いづれ諸君に対して十分納得の行きますところの事実をお示しいたしますから、さう御承知を願ひたい。

○副議長(三木治朗君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は結局したものと認めます。本決議案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。岩間正男君。

(岩間正男君登壇)

○岩間正男君 私は日本共産党を代表しまして、只今の議長不信任決議案に對しまして賛成するものであります。賛成の要点を次に申し上げます。先ず議長、最近起りましたこの緊急事態と言われる参議院の態勢の中で議長職権を行使したのやり方は、全く一方的である。政府、自由党、こういうものと共に謀つて、この神聖なるべきところの議長職権をまさに歪曲したという点を私はつきり指摘せざるを得ないのであります。(ノーノ)と呼ぶ者あり)ノーノという声がありましたが、こういうような次に挙げる例に對して、ノーノと言われるあなたたちは聞いて頂きたい。例えば小林英三君があの場合突如として、参議院では未だ無いような惡例を引かれまして緊急動議を提出しました。これを受け立つたところの議長のこれに對するところの動議の取上げ方でありまして、そのときすでに議長には原稿が用意されておる。その原稿を讀み上げまして、突如としてこれは起つたところの動議を取上げておる。つまりこの原稿が用意されておるといふ事實は何を物語るか。言うまでもなく、事前にはつきり議長と政府並びに與黨の間に取引が行われて、お膳立ができておつたという何よりの証拠ではないか。これをなほノーノと言ふことのできる厚顔無恥なる態度を一体持統できるかどうかといふことを私はひしうお聞きしたいのであります。これが何よりの証拠である。政府與黨とのように共謀して、そして、その圧力に屈し、そして神聖中立なるべきところの議長職権を歪曲した。このようなことは、参議院におきまして、殊にその議長の

職にある佐藤尚武君のこれは不徳の至すところであると思ふのであります。て、このような議長を我々は信任することができない。(その通り)と呼ぶ者あり)

第二点は参議院規則の無視であります。それは言うまでもなく、先ほどの小林英三君の動議の問題であります。これは言うまでもなく国会法並びに参議院規則を無視しまして、当然成規の手続を以て出されたところの動議、これは先に取上げるといふことは当然のことなのであります。然るにその規則を根柢から覆すような惡例を残し、その場の動議を突如採択した、これは参議院では全く前例のないことであります。成るほど衆議院では前例がしばしばあるというのであります。が、なぜ衆議院でこのような一体前例があるかといふと、これは言うまでもなく、絶対多数を頼んだ暴力的なこの運営の仕方、そして彼らの一方的な勝手な言い分を通すために作つたところの惡例なのであります。本来ならば、かかる惡例を阻止することこそ第二院としての参議院の任務であるにもかかわらず、却つてこのような暴力的な国会運営の方法を取入れて、参議院を衆議院の暴力の圧力の下に全くこれは屈服させたといふこと、このような責任は断じてこれは我々の了承することのできないところでありまして、我々は大いに鼓を鳴らして、佐藤尚武君のこの議長の不信任、この結果を責めざるを得ないのであります。これは恐らく歴史がはつきり証明することでございます。今こゝういふ對立の中で興奮しておられる皆さんはいろ／＼なことを言つておられるとしまして、こ

れは明らかに歴史的な行爲としまして、議長をやつたやり方がどんなものであるかといふことは、はつきり皆さん自身思い知られるときが来るのであります。このような責任者佐藤尚武君に對しまして、我々は断固としてこの不信任案に對しまして賛成をし、そして即時退任を要求するものであります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 鈴木清一君。

(鈴木清一君登壇、拍手)

○鈴木清一君 私は労働者農民党を代表して、只今上程になつております議長不信任案に對しまして賛成の意を表するものであります。

理由をいたしましては、先ほど来趣旨弁明の質疑応答の中で、いわば野党と言われた方々の中でさう議會政治の中ではある論議が繰り返されるのであります。ましてや議會政治の中で與黨と野党とが固然と無くはならないものであり、有るということが前提で、初めて議會政治は民主的に運営されるものであります。この中で、議長が、この波瀾を含む議會政治の中をまわく、いわゆる円滑に持つて行くためには、議長の職権は公平無私なることを前提といたしまして、その職責は、はつきり、万全たるべきものであらねばならぬと思ふのであります。にもかかわらず、御承知のように今回の議事の運営に當りまして、議長は、はつきり公平無私であるべき議長であるにもかかわらず、一つの前提を持つて調停に當つたといふことであります。各派懇談会の席上におきまして、日には二十八日の夜だと思ひます。その席上におきまして、はつきり私は破防法をこの会期中に上げるのだとい

うことを前提としておられた。前提を持つて、円満にものを收めようとする人たちが、少くともすでに持つたそのことが、その人に對しては能力がないと断定せざるを得ないのであります。その結果からいたしまして、今日の混亂を巻き起しておることは、はつきり議長が前提を持つたためであると私は言えるのであります。それにもかかわらず、各派の代表のかたも御存じでありまして、調停をするつもりで最後立つた議長に對する態度といたしまして、改進黨以下野党の人たちは何とか円満に解決せたいために席に残つておりましたときにもかかわらず、自由党、緑風会の代表のかたはそのまま出て行つてしまつております。何ら議論に乗つておりません。そういういたしますと、與黨と言われるところの自由党、緑風会の代表のかたのその態度といふものは、少くとも議長を信頼しておらないといふことなのであります。(ノーノ)と呼ぶ者あり)信頼しておらないければこそあの態度が私は出たものと思ふ。従つてその根柢は、少くとも信頼しない、己れの会派から出した人に対してさえその態度が得るその根柢なるものは、議長の無能振りを十分知つたからこそその態度に出たものと思ひます。(議長に對して冷めたいぞ)と呼ぶ者あり)そういたしますと、赤木さんが提案されました国会法第十三條に對しましての個々の表決に現われた緑風会のかたの態度が遺憾なくそのときも現われたと思ひまして、誠に赤木さんや高橋さんにいたしまして、議長にいたしまして、緑風会に席を置いたことを非常に不満に思つ

ておられるのではなからうかとさへ思  
うのであります。(笑聲)このような無  
能振りを発揮し、手腕もないのかか  
わらず、今日まで続け来たつて、その  
自分の無能振りをカバールせんがため  
に、與えられた職権を利用いたしまし  
て、強制的な職権濫用となつたのであ  
りますけれども、少くとも私は議長た  
るべきものは、職権を濫用しなけれ  
ば收拾できないというその前に、おの  
ずから身を決すべきものがあつたと思  
います。それにもかかわらず、それに  
は何ら触れることでき得ずして、ただ  
與えられた職権を——無論相当圧力が  
加わつておると聞いております。そ  
の圧力に屈して事態の收拾を取り得ず  
して不信任案を提出されるところまで  
行きました議長に對しまして、而も二  
度目です。速かに、これの賛否は別と  
いたしまして、その前に、議長はむし  
ろおのずから、自分みづから態度を決  
すべきではなからうか。従つて私も  
はこの決議案に對しまして、労働党と  
いたしまして賛成の意を表する次第で  
あります。

○議長(三本治朗君) これにて討論  
の通告者の発言は全部終了いたしました  
。討論は終局したものと認めます。  
これより本決議案の採決を行います。  
本決議案に賛成の諸君は白色票を、反  
對の諸君は青色票を、御登壇の上御投  
票をお願いします。氏名点呼を行います。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(三本治朗君) 投票漏れはこ  
ざいせんか……投票漏れないと認め  
ます。これより開票いたします。投票

を参事に計算させます。議場の閉鎖を  
命じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(三本治朗君) 投票の結果を  
報告いたします。

投票総数四百四十六票、  
白色票二十八票、  
青色票百十八票、  
よつて議長不信任決議案は否決せら  
れました。(拍手)

〔参照〕  
賛成者(白色票)氏名 二十八名  
須藤 五郎君 岩間 正男君  
兼岩 傳一君 堀 眞琴君  
鈴木 清二君 岩崎正三郎君  
上藤 愛一君 東 隆君  
田中 一君 大山 郁夫君  
西園寺公二君 矢嶋 三義君  
永井純一郎君 カニエ邦彦君  
島 清君 小林 亦治君  
松永 義雄君 相馬 助治君  
山下 義信君 赤松 常子君  
伊藤 修君 棚橋 小虎君  
波多野 鼎君 原 虎一君  
曾根 益君 下條 恭兵君  
松浦 清一君 片岡 文重君

反対者(青色票)氏名 百十八名  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
西田 天香君 中山 福藏君  
徳川 宗敬君 常岡 一郎君  
田村 文吉君 伊達源一郎君  
館 哲二君 竹下 豊次君  
高橋龍太郎君 高橋 清男君  
高瀬莊太郎君 高木 正夫君  
杉山 昌作君 新谷寅三郎君

西郷吉之助君 小宮山常吉君  
小林 政夫君 楠見 義男君  
河井 彌八君 加藤 正人君  
柏木 康治君 加賀 操君  
小野 哲君 奥むめお君  
岡本 愛祐君 梅原 眞隆君  
井止なつる君 石黒 忠篤君  
赤木 正雄君 山川 良一君  
村上 義一君 森 八三君  
島津 忠彦君 上原 正吉君  
岡田 恒次君 青山 正一君  
中川 幸平君 九鬼紋十郎君  
大矢半次郎君 郡 祐一君  
廣瀬眞兵衛君 岡崎 眞一君  
楠瀬 常猪君 加藤 武徳君  
城 義臣君 植竹 春彦君  
山本 米治君 古池 信三君  
小杉 繁安君 山縣 勝見君  
石川 榮一君 木村 守江君  
大谷 繁清君 一松 政二君  
深水 六郎君 草葉 隆岡君  
徳川 頼貞君 左藤 義詮君  
大島 定吉君 黒田 英雄君  
小林 英三君 中川 以良君  
川村 松助君 寺尾 豊君  
宮城タマヨ君 溝口 三郎君  
三浦 辰雄君 堀越 儀郎君  
小野 義夫君 小串 清一君  
野田 卯一君 重宗 雄三君  
大野木秀次郎君 入交 太蔵君  
宮田 重文君 西川基五郎君  
平井 太郎君 田方 進君  
秋山俊一郎君 鈴木 直人君  
石村 幸作君 長谷山行毅君  
高橋進太郎君 石原幹市郎君  
堀 末治君 鈴木 恭一君  
愛知 揆一君 安井 謙君  
長島 銀藏君 平沼彌太郎君  
竹中 七郎君 菊田 七平君

○議長(三本治朗君) 暫時休憩いた  
します。

午前十一時五十七分休憩  
午後四時二十五分開議

○議長(佐藤寅次郎君) 休憩前に引続  
き、これより会議を開きます。

金子洋文君から、成規の賛成者を得  
て、議員大屋晋三君懲罰の動議が提出  
されております。よつて本件を議題と  
いたします。

〔安井謙君発言の許可を求む〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 安井謙君。

○安井謙君 只今議題となりました懲  
罰の動議の審議は、破壊活動防止法案  
外関係二法案の審議終了後、適當の時  
期まで延期するの動議を提出いたしま  
す。(「反対」「賛成」と呼ぶ者あり、そ  
の他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 只今の安井君の動議  
に賛成いたします。(「反対」「賛成」と  
呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 安井君の動議の  
採決を行います。表決は記名投票を  
以て行います。安井君の動議に賛成の  
諸君は白色票を、反対の諸君は青色票  
を、御登壇の上御投票をお願いします。氏

名点呼を行います。議場の閉鎖を命じ  
ます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票漏れはこ  
ざいせんか……投票漏れないと認めま  
す。これより開票いたします。投票を  
参事に計算させます。議場の閉鎖を命  
じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票の結果を報  
告いたします。

投票総数百五十六票、  
白色票百八票、  
青色票四十八票、  
よつて安井君の動議は可決せられま  
した。

〔参照〕  
賛成者(白色票)氏名 百八名  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
中山 福藏君 徳川 宗敬君  
田村 文吉君 伊達源一郎君  
館 哲二君 竹下 豊次君  
高橋 道男君 高瀬莊太郎君  
高田 寛君 杉山 昌作君  
新谷寅三郎君 西郷吉之助君  
小林 政夫君 木下 辰雄君  
河井 彌八君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 柏木 康治君  
加賀 操君 小野 哲君  
岡本 愛祐君 梅原 眞隆君  
井止なつる君 石黒 忠篤君  
赤澤 與仁君 赤木 正雄君  
山川 良一君 森 八三君  
上原 正吉君 岡田 恒次君

澤淵 春次君 岡 伊能君  
滝井治三郎君 池田宇右衛門君  
前之國喜一郎君 駒井 藤平君  
林屋龍次郎君 北村 一男君  
中山 壽彦君 白波瀬米吉君  
岩沢 忠恭君 栗栖 越夫君  
西田 隆男君 大屋 晋三君  
泉山 三六君 黒川 武雄君  
横尾 龍君 大隈 信幸君  
木内キヤウ君 谷口弥三郎君  
稻垣平太郎君 池田七郎兵衛君

○議長(三本治朗君) 暫時休憩いた  
します。

午前十一時五十七分休憩  
午後四時二十五分開議

○議長(佐藤寅次郎君) 休憩前に引続  
き、これより会議を開きます。

金子洋文君から、成規の賛成者を得  
て、議員大屋晋三君懲罰の動議が提出  
されております。よつて本件を議題と  
いたします。

〔安井謙君発言の許可を求む〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 安井謙君。

○安井謙君 只今議題となりました懲  
罰の動議の審議は、破壊活動防止法案  
外関係二法案の審議終了後、適當の時  
期まで延期するの動議を提出いたしま  
す。(「反対」「賛成」と呼ぶ者あり、そ  
の他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 只今の安井君の動議  
に賛成いたします。(「反対」「賛成」と  
呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 安井君の動議の  
採決を行います。表決は記名投票を  
以て行います。安井君の動議に賛成の  
諸君は白色票を、反対の諸君は青色票  
を、御登壇の上御投票をお願いします。氏

名点呼を行います。議場の閉鎖を命じ  
ます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票漏れはこ  
ざいせんか……投票漏れないと認めま  
す。これより開票いたします。投票を  
参事に計算させます。議場の閉鎖を命  
じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票の結果を報  
告いたします。

投票総数百五十六票、  
白色票百八票、  
青色票四十八票、  
よつて安井君の動議は可決せられま  
した。

〔参照〕  
賛成者(白色票)氏名 百八名  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
中山 福藏君 徳川 宗敬君  
田村 文吉君 伊達源一郎君  
館 哲二君 竹下 豊次君  
高橋 道男君 高瀬莊太郎君  
高田 寛君 杉山 昌作君  
新谷寅三郎君 西郷吉之助君  
小林 政夫君 木下 辰雄君  
河井 彌八君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 柏木 康治君  
加賀 操君 小野 哲君  
岡本 愛祐君 梅原 眞隆君  
井止なつる君 石黒 忠篤君  
赤澤 與仁君 赤木 正雄君  
山川 良一君 森 八三君  
上原 正吉君 岡田 恒次君

澤淵 春次君 岡 伊能君  
滝井治三郎君 池田宇右衛門君  
前之國喜一郎君 駒井 藤平君  
林屋龍次郎君 北村 一男君  
中山 壽彦君 白波瀬米吉君  
岩沢 忠恭君 栗栖 越夫君  
西田 隆男君 大屋 晋三君  
泉山 三六君 黒川 武雄君  
横尾 龍君 大隈 信幸君  
木内キヤウ君 谷口弥三郎君  
稻垣平太郎君 池田七郎兵衛君

○議長(三本治朗君) 暫時休憩いた  
します。

午前十一時五十七分休憩  
午後四時二十五分開議

○議長(佐藤寅次郎君) 休憩前に引続  
き、これより会議を開きます。

金子洋文君から、成規の賛成者を得  
て、議員大屋晋三君懲罰の動議が提出  
されております。よつて本件を議題と  
いたします。

〔安井謙君発言の許可を求む〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 安井謙君。

○安井謙君 只今議題となりました懲  
罰の動議の審議は、破壊活動防止法案  
外関係二法案の審議終了後、適當の時  
期まで延期するの動議を提出いたしま  
す。(「反対」「賛成」と呼ぶ者あり、そ  
の他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 只今の安井君の動議  
に賛成いたします。(「反対」「賛成」と  
呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 安井君の動議の  
採決を行います。表決は記名投票を  
以て行います。安井君の動議に賛成の  
諸君は白色票を、反対の諸君は青色票  
を、御登壇の上御投票をお願いします。氏

名点呼を行います。議場の閉鎖を命じ  
ます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票漏れはこ  
ざいせんか……投票漏れないと認めま  
す。これより開票いたします。投票を  
参事に計算させます。議場の閉鎖を命  
じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票の結果を報  
告いたします。

投票総数百五十六票、  
白色票百八票、  
青色票四十八票、  
よつて安井君の動議は可決せられま  
した。

〔参照〕  
賛成者(白色票)氏名 百八名  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
中山 福藏君 徳川 宗敬君  
田村 文吉君 伊達源一郎君  
館 哲二君 竹下 豊次君  
高橋 道男君 高瀬莊太郎君  
高田 寛君 杉山 昌作君  
新谷寅三郎君 西郷吉之助君  
小林 政夫君 木下 辰雄君  
河井 彌八君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 柏木 康治君  
加賀 操君 小野 哲君  
岡本 愛祐君 梅原 眞隆君  
井止なつる君 石黒 忠篤君  
赤澤 與仁君 赤木 正雄君  
山川 良一君 森 八三君  
上原 正吉君 岡田 恒次君

澤淵 春次君 岡 伊能君  
滝井治三郎君 池田宇右衛門君  
前之國喜一郎君 駒井 藤平君  
林屋龍次郎君 北村 一男君  
中山 壽彦君 白波瀬米吉君  
岩沢 忠恭君 栗栖 越夫君  
西田 隆男君 大屋 晋三君  
泉山 三六君 黒川 武雄君  
横尾 龍君 大隈 信幸君  
木内キヤウ君 谷口弥三郎君  
稻垣平太郎君 池田七郎兵衛君

○議長(三本治朗君) 暫時休憩いた  
します。

午前十一時五十七分休憩  
午後四時二十五分開議

○議長(佐藤寅次郎君) 休憩前に引続  
き、これより会議を開きます。

金子洋文君から、成規の賛成者を得  
て、議員大屋晋三君懲罰の動議が提出  
されております。よつて本件を議題と  
いたします。

〔安井謙君発言の許可を求む〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 安井謙君。

○安井謙君 只今議題となりました懲  
罰の動議の審議は、破壊活動防止法案  
外関係二法案の審議終了後、適當の時  
期まで延期するの動議を提出いたしま  
す。(「反対」「賛成」と呼ぶ者あり、そ  
の他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 只今の安井君の動議  
に賛成いたします。(「反対」「賛成」と  
呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 安井君の動議の  
採決を行います。表決は記名投票を  
以て行います。安井君の動議に賛成の  
諸君は白色票を、反対の諸君は青色票  
を、御登壇の上御投票をお願いします。氏

名点呼を行います。議場の閉鎖を命じ  
ます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票漏れはこ  
ざいせんか……投票漏れないと認めま  
す。これより開票いたします。投票を  
参事に計算させます。議場の閉鎖を命  
じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 投票の結果を報  
告いたします。

投票総数百五十六票、  
白色票百八票、  
青色票四十八票、  
よつて安井君の動議は可決せられま  
した。

〔参照〕  
賛成者(白色票)氏名 百八名  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
中山 福藏君 徳川 宗敬君  
田村 文吉君 伊達源一郎君  
館 哲二君 竹下 豊次君  
高橋 道男君 高瀬莊太郎君  
高田 寛君 杉山 昌作君  
新谷寅三郎君 西郷吉之助君  
小林 政夫君 木下 辰雄君  
河井 彌八君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 柏木 康治君  
加賀 操君 小野 哲君  
岡本 愛祐君 梅原 眞隆君  
井止なつる君 石黒 忠篤君  
赤澤 與仁君 赤木 正雄君  
山川 良一君 森 八三君  
上原 正吉君 岡田 恒次君

澤淵 春次君 岡 伊能君  
滝井治三郎君 池田宇右衛門君  
前之國喜一郎君 駒井 藤平君  
林屋龍次郎君 北村 一男君  
中山 壽彦君 白波瀬米吉君  
岩沢 忠恭君 栗栖 越夫君  
西田 隆男君 大屋 晋三君  
泉山 三六君 黒川 武雄君  
横尾 龍君 大隈 信幸君  
木内キヤウ君 谷口弥三郎君  
稻垣平太郎君 池田七郎兵衛君

○議長(三本治朗君) 暫時休憩いた  
します。

午前十一時五十七分休憩  
午後四時二十五分開議

○議長(佐藤寅次郎君) 休憩前に引続  
き、これより会議を開きます。

金子洋文君から、成規の賛成者を得  
て、議員大屋晋三君懲罰の動議が提出  
されております。よつて本件を議題と  
いたします。

〔安井謙君発言の許可を求む〕  
○議長(佐藤寅次郎君) 安井謙君。

○安井謙君 只今議題となりました懲  
罰の動議の審議は、破壊活動防止法案  
外関係二法案の審議終了後、適當の時  
期まで延期するの動議を提出いたしま  
す。(「反対」「賛成」と呼ぶ者あり、そ  
の他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 只今の安井君の動議  
に賛成いたします。(「反対」「賛成」と  
呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎君) 安井君の動議の  
採決を行います。表決は記名投票を  
以て行います。安井君の動議に賛成の  
諸君は白色票を、反対の諸君は青色票  
を、御登壇の上御投票をお願いします。氏

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 議員若間正男君外十六名賛助の動議

|         |         |
|---------|---------|
| 青山 正一君  | 中川 幸平君  |
| 九鬼紋十郎君  | 大矢半次郎君  |
| 郡 祐一君   | 廣瀬與兵衛君  |
| 岡崎 眞一君  | 楠瀬 常雄君  |
| 加藤 武徳君  | 城 義臣君   |
| 植竹 春彦君  | 山本 米治君  |
| 古池 信三君  | 小杉 繁安君  |
| 山縣 勝見君  | 木村 守江君  |
| 西山 龜七君  | 大谷 榮潤君  |
| 一松 政二君  | 深水 六郎君  |
| 草葉 隆圓君  | 徳川 頼貞君  |
| 左藤 義詮君  | 大島 定吉君  |
| 黒田 英雄君  | 小林 英三君  |
| 中川 以良君  | 川村 松助君  |
| 寺尾 豊君   | 溝口 三郎君  |
| 三浦 辰雄君  | 堀越 儀郎君  |
| 小野 義夫君  | 重宗 雄三君  |
| 大野木秀次郎君 | 入交 太蔵君  |
| 宮田 重文君  | 宮本 邦彦君  |
| 平井 太郎君  | 松本 昇君   |
| 秋山俊一郎君  | 鈴木 直人君  |
| 石村 幸作君  | 長谷山行教君  |
| 高橋進太郎君  | 石原幹市郎君  |
| 鈴木 恭一君  | 愛知 揆一君  |
| 安井 謙君   | 平林 太一君  |
| 長島 銀蔵君  | 平沼彌太郎君  |
| 澤淵 春次君  | 團 伊能君   |
| 前之園喜一郎君 | 池田宇右衛門君 |
| 油井賢太郎君  | 駒井 藤平君  |
| 中山 壽彦君  | 北村 一男君  |
| 岩沢 忠恭君  | 白波瀬米吉君  |
| 西田 隆男君  | 栗栖 越夫君  |
| 黒川 武雄君  | 泉山 三六君  |
| 石坂 豊一君  | 横尾 龍君   |
| 大隈 信幸君  | 境野 清雄君  |
| 谷口弥三郎君  | 木内キヤウ君  |
|         | 稻垣平太郎君  |

反対者(青色票)氏名 四十八名

|         |        |
|---------|--------|
| 成瀬 暢治君  | 門田 定蔵君 |
| 千葉 信君   | 三輪 貞治君 |
| 小林 孝平君  | 三橋八次郎君 |
| 若木 勝蔵君  | 中田 吉雄君 |
| 栗山 良夫君  | 梅津 錦一君 |
| 有馬 英二君  | 内村 清次君 |
| 羽生 三七君  | 紅露 みつ君 |
| 石川 清一君  | 松浦 定義君 |
| 松原 一彦君  | 森崎 隆君  |
| 吉田 法晴君  | 山崎 恒君  |
| 岩木 哲夫君  | 岩男 仁蔵君 |
| 菊川 孝夫君  | 岡田 宗司君 |
| 一松 定吉君  | 櫻内 辰郎君 |
| 堀本 鎌三君  | 岡村文四郎君 |
| 小笠原三男君  | 金子 洋文君 |
| 江田 三郎君  | 堀 眞琴君  |
| 鈴木 清一君  | 岩崎正三郎君 |
| 山田 節男君  | 齊 武雄君  |
| 大山 郁夫君  | 西園寺公一君 |
| 矢嶋 三義君  | 永井純一郎君 |
| 池田七郎兵衛君 | 松永 義雄君 |
| 相馬 助治君  | 山下 義信君 |
| 伊藤 修君   | 波多野 鼎君 |
| 曾根 益君   | 片岡 文重君 |

賛助者(佐藤武君) 草葉隆圓君外六名から、成規の賛助者を得て、議員若間正男君、兼岩傳一君、三輪貞治君、鈴木清一君、江田三郎君、岡田宗司君、栗山良夫君、中田吉雄君、水橋藤作君、河崎ナツ君、高田なほ子君、小笠原三男君、木下源吾君、島清君、梅津錦一君、菊川孝夫君及び吉田法晴君賛助の動議が提出されております。よつて本件を議題といたします。(異議なし)と呼ぶ者あり)

〔安井謙君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤武君) 安井謙君。

○安井謙君 只今議題となりました憲法動議の審議は、破壊活動防止法案外関係二法案の審議終了後、適当の時期まで延期するの動議を提出いたしました。(反対々々「すげやれ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○長谷山行教君 只今の安井君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤武君) 安井君の動議の採決をいたします。表決は記名投票を以て行います。(笑)安井君の動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票をお願いいたします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(佐藤武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百七十四票、白色票百十七票、青色票五十七票、よつて安井君の動議は可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百十七名  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
中山 福蔵君 徳川 宗敬君  
常岡 一郎君 田村 文吉君

|         |        |
|---------|--------|
| 伊達源一郎君  | 館 哲二君  |
| 竹下 豊次君  | 高橋 道男君 |
| 高瀬莊太郎君  | 高田 寛君  |
| 高木 正夫君  | 杉山 昌作君 |
| 新谷寅三郎君  | 西郷吉之助君 |
| 小林 政夫君  | 楠見 義男君 |
| 木下 辰雄君  | 河井 彌八君 |
| 加藤 正人君  | 片柳 眞吉君 |
| 柏木 康治君  | 加賀 操君  |
| 小野 哲君   | 奥 むめお君 |
| 岡本 愛祐君  | 梅原 眞隆君 |
| 井上なつゑ君  | 石黒 忠篤君 |
| 赤澤 與仁君  | 赤木 正雄君 |
| 山川 良一君  | 森 八三一君 |
| 島津 忠彦君  | 上原 正吉君 |
| 岡田 信次君  | 青山 正一君 |
| 中川 幸平君  | 九鬼紋十郎君 |
| 大矢半次郎君  | 郡 祐一君  |
| 廣瀬與兵衛君  | 岡崎 眞一君 |
| 楠瀬 常雄君  | 加藤 武徳君 |
| 城 義臣君   | 植竹 春彦君 |
| 山本 米治君  | 古池 信三君 |
| 小杉 繁安君  | 山縣 勝見君 |
| 木村 守江君  | 西山 龜七君 |
| 大谷 榮潤君  | 一松 政二君 |
| 深水 六郎君  | 仁田 竹一君 |
| 草葉 隆圓君  | 徳川 頼貞君 |
| 左藤 義詮君  | 大島 定吉君 |
| 黒田 英雄君  | 小林 英三君 |
| 中川 以良君  | 川村 松助君 |
| 寺尾 豊君   | 溝口 三郎君 |
| 三浦 辰雄君  | 堀越 儀郎君 |
| 小野 義夫君  | 重宗 雄三君 |
| 大野木秀次郎君 | 入交 太蔵君 |
| 宮田 重文君  | 西川甚五郎君 |
| 宮本 邦彦君  | 平井 太郎君 |
| 松本 昇君   | 鈴木 直人君 |
| 石村 幸作君  | 長谷山行教君 |

反対者(青色票)氏名 五十七名

|        |        |
|--------|--------|
| 成瀬 暢治君 | 重盛 壽治君 |
| 門田 定蔵君 | 千葉 信君  |
| 三輪 貞治君 | 小林 孝平君 |
| 三橋八次郎君 | 若木 勝蔵君 |
| 中田 吉雄君 | 小酒井義男君 |
| 栗山 良夫君 | 梅津 錦一君 |
| 有馬 英二君 | 内村 清次君 |
| 羽生 三七君 | 紅露 みつ君 |
| 石川 清一君 | 松浦 定義君 |
| 松原 一彦君 | 高田なほ子君 |
| 吉田 法晴君 | 岩木 哲夫君 |
| 岩男 仁蔵君 | 菊川 孝夫君 |
| 岡田 宗司君 | 一松 定吉君 |
| 櫻内 辰郎君 | 堀本 鎌三君 |
| 岡村文四郎君 | 小笠原三男君 |
| 木下源吾君  | 金子 洋文君 |
| 須藤 五郎君 | 江田 三郎君 |
| 堀 眞琴君  | 鈴木 清一君 |
| 岩崎正三郎君 | 山田 節男君 |
| 齋 武雄君  | 大山 郁夫君 |



昭和二十七年七月二日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

羽仁 五郎君 西園寺公一君  
矢嶋 三義君 村尾 重雄君  
永井純一郎君 カニエ邦彦君  
池田七郎兵衛君 松永 義雄君  
相馬 助治君 山下 義信君  
赤松 常子君 伊藤 修君  
波多野 鼎君 曾根 益君  
片岡 文重君

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、破壊活動防止法案、

日程第三、公安調査庁設置法案、  
日程第四、公安審査委員会設置法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

以上三案を一括して議題といたします。

議長は、三案の原案及び修正案に対する質疑及び討論の時間は、各派間の協定のありました通り、原案に対する質疑、修正案に対する質疑及び討論を合せて、日本社会党第四控室及び日本社会党第二控室所属議員についてはおのの三時間四十五分以内、改進黨所属議員については、一時間五十五分以内、第一クラブ及び労働農民党所属議員についてはおのの三時間二十分以内、日本共産党所属議員については一時間十分以内、自由党、緑風会及び民主クラブ所属議員についてはおのの三十分以内に制限いたします。

○議長(佐藤尚武君) これより三案の原案に対する質疑に入ります。順次発言を許します。内村清次君。(議事進行について)と呼ぶ者あり(内村君の発言を許します。)(動議々々)議事進行についてと呼ぶ者あり(内村君。

○内村清次君 議事進行に鑑みまして、私は吉田総理の出席を求めたいのでありまして、この吉田総理の出席に對しましては、これは委員会を通じて一貫して、私たちは法務委員として又本院の議員といたしまして要求いたしましたのでございまして、この原案につきまして吉田総理に對しては私たちがまだ質疑を残しておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり(質疑がまだされておらないのであります。)(その通り)と呼ぶ者あり(私はこの原案に對しては、どうしても吉田総理の本案に對する所見を伺わなくてはならぬのであります。)(異議なし)と呼ぶ者あり(そういふ段階でございまして、議長におきまして吉田総理の出席を是非要求して頂きます。)(反対)「異議なし」

○議長(佐藤尚武君) お答えいたします。吉田内閣総理大臣の出席は只今求めつたのであります。(来てからにしろ)「それまで休憩」と呼ぶ者あり(内村君の御発言を願います。)

○内村清次君 出席されてから発言をいたします。

「それまで休憩」何を言っているんだ、何を「当り前のこと」と言っているか「登壇々々」首相の出席まで休憩「昨日の決議をどうするのだ」「出席しろ、総理は「自由党はやばやするな」「国会を破壊するな」「内閣総理大臣を呼んでやるのだ」「議長は参議院の審議権の尊重の決議を総理大臣に伝えたか」「決議はただ形式では駄目ですぞ」「総理はちつとも参議院の審議権を尊重しておらない」「暫時休憩

をお願いいたします」「当然だ」「異議ない」「議長、休憩」「最終段階でしよう」「国民は絶対容認できない」「総理の出席は当然だ」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 暫時休憩いたします。

午後四時五十二分休憩  
午後五時三十分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 曾つて大正十四年の二月に、天下の悪法と言われました治安維持法が、時の憲政会内閣、加藤高明総理大臣、若槻禮次郎内務大臣、小川平吉司法大臣のこの内閣によりまして審議せられ、且つ二カ月に亘る審査の結果、これが可決をされたのであります。したが、その後三回に亘つてこの治安維持法が改正せられた。我々は、この改正は決してよくないものでなくして、第三回の近衛公の内閣当時におきましては、當時第一條から第六條までの條項が、一條から六十五條までにこれが追加せられまして、遂に警察國家となり、遂に憲兵政治となり、いわゆる国民の言論を圧迫し、国民の自由を壓迫して、大東亞戦争に突入するこの悪法と化したことは、諸君御承知の通りであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)この悪法にまさる今回の政府提案になる破壊活動防止法案というものが天下の耳目を聳動して、これに対する反対の状況は、恐らくこれを、諸君におきまして、強行して可決させようとする諸君といえども、この世論の動向は決して見失つてはおられないであらうと思ひます。このような法案の審議に當りまして、参議院は十日間に亘るこのころの、全く秩序は乱れてしまつておる。その原因は、誰が乱したか(誰が乱した)「君らが乱したのか」「いやないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)その原因は、即ち政治道義を考へない、一方的にこの法案を通過させようとして、国会法を、これを即ち政治道義を破つて決するとか、或いは又お互いが作つたところの国会法及び参議院規則を無視して動議を強行するといふやうな、こゝういふ議論を(院議によつてやつたのだ)と呼ぶ者あり(強行し、及びこれをさせたとこのころの與黨諸君の態度こそ、誠に私たちは後世に惡例を残したものと断ぜざるを得ないのであります。)(その通り)「紐をつけるのは誰だ」と呼ぶ者あり、(拍手、笑聲)この状態におきまして、而も又この人民の国会であり國民の政治であるといふやうな、この新憲法の下における国会の存立に對し、この國民が、權の外において、而も南朝から制止をせられて、そして当然なる權利を行使することができないといふがこゝとき状態の下において、私は政府に最後の質問をすることにいたします。誠に悲しむものであります。(すでに警察國家は始まつておる)「しつかりやれ」「本論をやれ」「余計なことを言ふな」と呼ぶ者あり

議長は、この参議院の今回の混亂の動機の一つの重要な点といたしまして、總理はこの法案に對するところの熱意が欠けておる。所信を一回も述べておられない。(熱意が溢れておると呼ぶ者あり)委員会にも出席をし

ないであらうと思ひます。このような法案の審議に當りまして、参議院は十日間に亘るこのころの、全く秩序は乱れてしまつておる。その原因は、誰が乱したか(誰が乱した)「君らが乱したのか」「いやないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)その原因は、即ち政治道義を考へない、一方的にこの法案を通過させようとして、国会法を、これを即ち政治道義を破つて決するとか、或いは又お互いが作つたところの国会法及び参議院規則を無視して動議を強行するといふやうな、こゝういふ議論を(院議によつてやつたのだ)と呼ぶ者あり(強行し、及びこれをさせたとこのころの與黨諸君の態度こそ、誠に私たちは後世に惡例を残したものと断ぜざるを得ないのであります。)(その通り)「紐をつけるのは誰だ」と呼ぶ者あり、(拍手、笑聲)この状態におきまして、而も又この人民の国会であり國民の政治であるといふやうな、この新憲法の下における国会の存立に對し、この國民が、權の外において、而も南朝から制止をせられて、そして当然なる權利を行使することができないといふがこゝとき状態の下において、私は政府に最後の質問をすることにいたします。誠に悲しむものであります。(すでに警察國家は始まつておる)「しつかりやれ」「本論をやれ」「余計なことを言ふな」と呼ぶ者あり

議長は、この参議院の今回の混亂の動機の一つの重要な点といたしまして、總理はこの法案に對するところの熱意が欠けておる。所信を一回も述べておられない。(熱意が溢れておると呼ぶ者あり)委員会にも出席をし

ない。本會議に漸くあの状態からして今回初めてここにおいでになつておる。このやうな状態で、ただお互い議員の言論を圧迫するばかりでなくして、國民の今後の言論を圧迫して行くといふやうな、この法案に對しまして、總理は一体どのようなお考えを持つておられるか。(正しい言論は圧迫しない)と呼ぶ者あり(この点を私は先ず第一点としてお尋ねいたしたいのであります。

第二点といたしましては、總理はこの法案を出されるころの動機におきまして、私の見るところ、總理の政治的晩節におきまして、三つの大きな過誤を残しておられます。これは恐らく後世の國民は、吉田總理の大きな三つの罪惡であらうと言ひておられます。その三つの大きな政治的過誤と申しますのは、この法案の観点、私は即ち總理が強行いたしました平和條約及び安全保障條約、又これに附随するところの行政協定の締結によつて、止むなく、我々國民の目を奪うやうな、或いは又我々國民の言論を奪うやうな取締を強行せすにはおられないやうな情勢に、現今の社会状態の不安を醸成せられたと、私は考へるものであります。(その通り)「誰だ、そんなことをしたのは」と呼ぶ者あり、(拍手)即ちダレス氏との約束は、これは當時の國際信義上におきまして、吉田總理との間に密約が交されたことは、すでに御承知の通りであります。この密約を、吉田總理の感情によつて、個性によつて、いわゆるこれを強行せられた。吉田總理とダレスさんとの間の信義は、これで済んだかも知れませんが、恐らく済まないのは日本の大多數の國民であ

ります。今後迅速になつて行くところの大多数の国民であります。恐らく今回の條約の締結によりまして独立を勝ち得ましたとして、国民が、日本の繁栄を、日本の今後即ち伸びて行くところの基礎を、これで安心だ、これでその基礎が成つたとして喜んで、このころの国民が何ほどあるであらうか。(大多数であるぞ)と呼ぶ者あり)それを喜んでゐるのは、吉田内閣及び自由党の諸君、これに同調したところの諸君だけであると私たちは考えるのであります。(扇動だと呼ぶ者あり)行政協定の結果、あの基地の周辺におけるところの森林田畑の接収に對して、国民はどう反響をしたのでありましょうか。これには、恐らくその県にあるところの自由党の諸君でさえも、これだけは一つ超党派的に陳情をして、そうしてこの接収を、これを少からしむるか、或いは又これを無くするよう努力しようじやないかとして、皆様の間に運動を展開されたことがあつてあります。この悲惨な事実、この悲惨な事実は何から起きて來てゐるであらうか。又これはばかりではないのであります。今日になつて参りますと、国民の状態というものは、これは條約締結以前におけるところの、即ち占領下において、お互ひは全面的な平和を、この憲法に精神によつてこれを打ち立てて行こうと努力をしてゐる。當時の連合国の占領下にあつては、連合国のこの考え方を、これをまとめて、そうして日本はここに安全なる、本當に真に安全なる平和を確保しようとして奮闘して來たのであります。ところが、これを一方的に引摺つてい

てどうなつたのでありましょうか。即ちこの状態におきまして、国民は田舎的な即ち激突の状態が身近かに国民の身に迫つて來たではないですか。隣りの朝鮮のあの停戦が、いわゆるこれが停戦が完成をせずして、そうして、これが或いは会談が破裂しはしないか、国連軍が本營遷移をやつた。どうの爆撃をやつた。こういうような一つ／＼のことが、これが国民の身近かに迫つた大きな問題として不安を考へるような事態になつたではありませんか。このように事態、まあこのような事態が醸し出されて、そうしてメーデー事件が起つて來る。或いは朝鮮人の事件が起つて來る。社会不安が起つて來る。(お前らが起したのじやないか)と呼ぶ者あり)その起つてくることの導因というものは、(社会党左派にあり)「この法制を考へたところの自由党の吉田さんのお考え方でなくして、いゝゆるこれによつて起つて來るところの国民の当然な不安の集結であつて、兩條約の政治的な非常な失敗であつた」といふことを私は断言せざるを得ないのであります。(ノー)「その通り」と呼ぶ者あり)私たちは、この一つの政治的な大きな吉田總理の個性から発した條約に對する考え方、今日のような社会不安を醸成させたといふことが第一点であります。

第二点は、この條約を結んだために、どうですか、憲法に違反するやうな行動をせなくちやならない。それはいわゆる戦力の充実でありましょう。これは予算面から発しておる。今年の予算にも二一%の再軍備費を、これを計画してゐる。これは當然な帰結であります。このような憲法第九條の問題を、これを伏せておいて、そうして予備隊を作つておる。これはまさしく吉田總理が憲法を蹂躪してゐるところの態度であると私たちは断言せざるを得ないのであります。(ノー)「その通り」と呼ぶ者あり)第三の点は、予算的な憲法蹂躪をやる、或いは憲法の條文を、これを實質的に蹂躪をいたしておきますと、更に第三の蹂躪をやらなくてはならない。この蹂躪が、これが即ち今回の破壊活動防止法案となつて、無辜の良民に對して、関係のない良民に對してさへも、いわゆる職權の濫用を許した、常に官憲に背かされて、自分の思想を無理に統一せられる。或いは自分の言論を抑圧せられ、或いは憲法に規定せられたところの結社の自由を、これを剝奪せられて行く。このような言論及び結社の自由、出版の自由を抑制するやうな基本的人權の削減を考へなくてはならないように追ひ込まれたところの大きな政治的過誤であります。

私はこの三つの大きな過誤が、ただ日本の今回の講和後におけるところのあり方と比べて見ますと、すでに吉田總理もこの点は自覺しておられるであらうと思ひますが、アチソン長官が申しましたように、日本は今後アジアにおけるところの防衛基地であると、こゝう言つておる。この基地の役目を日本は背負わされておる。この事態に對して吉田總理は何と御返答なさるであらうか。この点がこの三つの点の集約点であつて、私は今後の問題といふものがいわゆる日華條約になり、日韓條約になり、或いは三國漁業協定になり、いろいろな派生的な問題が

あります。この第一線の基地としての日本の任務という点に集約せられてゐる。今後国民は本當に腹を据えてかかつて、この内閣の思想を、即ちこの内閣の考え方、この内閣の實行を、これを批判して、民主的な方法によつて打倒するところの本據とならなくてはならないと私は信ずるものであります。第四の点につきましては、今回のこの暴力に對して力で抵抗するといふやうな法案の内容に對しましては、この点は勿論、あのようなメーデーの事件におきまして、各所に起つておりますところの暴力行為に對しては、我々も、我々は暴力行為そのものに對しては、これは絶対に否定するものでございまして、この点はいゝゆる民主国家といつたしまして生い立ちまする日本といつたしましては、これは格守いたして行かなくてはなりません。嚴守いたして行かなくてはなりません。併しなから、この暴力の行為自体がどの点から起きて來てゐるか。これは我々國民がひとしく暴力自体に對しますところの原因と真相に對して、よくこれを批判して行かなくてはならない。この批判の事實に對しては、言論は言論を以てこれは批判して行かなくてはならない。或いは輿論機關は輿論機關の性格を以てこれを批判して行かなくてはならない。(批判だけでどうなるか)と呼ぶ者あり)そうしてその良識に従つて、このやうな計画をする人たちに對しましては、これはどこまでも民主的な方法によつて我々はこれを罰して行かなくてはなりません。而も又この行為自体の発生に對しましては、すでに憲法におきまして基本人權を認めながら、治安を確保するところの刑事立法

いふものが完全であるかということにつきまして、御答弁をお願いいたしたいのであります。

我々の国民生活安定の具体的な考え方といたしましては、即ち先ほど申しましたように、いわゆる治安を乱すところのその行為に対しては、刑法の規定がある、或いは又民法の規定がある。(要点を言えと呼ぶ者あり)このような基本的な法律で十分賄い得るものであるという見地に立つておるのであります。而もこのような社会的不安をこれをなくするということは、これはどうしても国民生活を安定させなくちゃいかない。あのような憲法を蹂躪するような二千数億の再軍備費用を使わないで、そうしてこれをいわゆる国民福利の、社会福祉の方面に使つて行く、教育の予算におきまして、僅か全体に対する三割で、教育、この思想の健全なる発達を奨むとするならば、どうしてこの教育の問題が解決するでありませんか。或いは又社会政策におきまして、厚生費用におきまして、僅か予算の三割三厘の厚生費用で、一体どうして国民の社会不安をこれを是正し、これを解消することが出来るでありませんか。(もう少し内容のあることを言え)と呼ぶ者あり)或いは又失業対策に至りまして、その通りであります。このようなことでどうして国民生活の安定というものが出来るでありませんか。このような社会不安の要因を投げ捨てて置いて、そうして力でこれを取締つて行くところというところに、この法案の狙いがあり、又この法案の大きな過誤があり、いわゆる治安維持法の化けて出たところの大きな悪法であると世の中の

指弾を受けることを、私はここに申し上げたいのであります。

第四の点につきましては、これは司法権に對しまして行政権が最近圧迫いたしておる事態でありまして、今回の法案を見ても、すでに憲法におきましては明らかなであります。九十九條には、この憲法を尊重するところの大きな義務につきましては、國務大臣及び国会議員、裁判官その他公務員は、一切挙げてこの憲法の條項をこれを守つて行くところの義務を負わされてゐるのであります。而も又七十六條におきましては、すべて司法権といふものは、最高裁判所及び法律の定めるところによつて設置するところの下級裁判所に属するものでありまして、特別裁判所の設置や、或いは又最終的に行政機關を以て裁判をすることはできないという條項が明確に書いてあるのであります。このような憲法の條項を外して、そうして行政機關といふものがいわゆる基本人權の最終的審判をやる、公安審査委員会といふものが最終的な審判をやる、このような行政権での侵害をこれで認めておるのであります。而もこの公安審査委員の任命といふものは、吉田總理自体がなされるのである。而もその構成は五名であります。而もこの會議の成立といふものは三名で成立するのである。同一政黨の内閣からいたしまして、三人の委員だけはこれは出すことが出来るような規定になつておる。委員長と二名の委員、この三名で、できるやうになつております。このような、政府の権力と通謀して、そして自分の好まざるところの政黨団体、これを次々とこの公安審査委員会

にかけて、最終的に基本人權を剝奪するやうな、このような恐ろしい法案といふものがどこにあるでありませんか。ここに私は、總理大臣が意圖しておられますところの警察權の掌握におきまして、或いは又、即ち經濟權の掌握にいたしまして、或いは今後展開するところの保安庁設置によつての統帥權の掌握、すべて、三種どころではなくして、四つの權力を握つて行くという底意がここに現われておるというところを、私は、はつきりと申し上げたいのであります。(「ファッショだ」「見當違ひのことばかり言うな」と呼ぶ者あり)このような行政権が司法權を侵害するところにおきまして、正しい最高裁判所の憲法を守るところの裁判といふものはできません。又は地方裁判所の基本人權を守るところの裁判といふものは、だん／＼と侵害されて行くのであります。この点につきまして吉田總理は一体どのような考えを持つておられるか。この点を私はお伺ひしたい。

次に公安審査委員の任命権につきましては、これは法案の第五條に明記されてあります。この問題につきまして先ほど私が説明いたしました通りであります。衆議院の修正は、内閣總理大臣にその任命權を持たせて修正して参りましたが、吉田總理は一体この任命に當りまして、どのような構想を持つてこの委員を任命せられようと考えておられるか、この点を私はお尋ねいたしまして、又この点につきましては再質問をいたしたいと思ひます。即ち私は、この民主主義の確立の点につきましては、丁度今回皆様方がこの参

議院の權威を最も低くするような多数の横暴をせられたことは(「ノー」)と呼ぶ者あり)憲政史上におきまして誠に遺憾なこととございしますが、私はここに一言皆様方に提言をしておかなければならない。(自分反省をしろ)と呼ぶ者あり)それは即ちアブラハム・リンカーンが申したことでありまして、「少数の人を永久に欺くことはできる。すべての人を一時だけ欺くことも又できる。併しすべての人を永久に欺くことは何人もなし得ないであらう」ということとあります。(よく聞いておけ)と呼ぶ者あり)「若し國民がその政府に倦いた場合は、彼らはその政府を改造する權利又はこれを廢止し或いは打倒するところの革命的權利を行使することができ」と、リンカーンは喝破いたしております。而も又「若し大多數の人間が、多數の威力を以て憲法に明記せられた權利を蹂躪して、少數者を無視するに至るときには、道義的見地から革命を肯定せざるを得ない。若しこの侵された權利が重要なものであるときには、恐らく革命に至るであらう」と警告を發して、而も又これを守つて自由の旗を守つて來ておるアブラハム・リンカーンのこの教を、皆様方に私はそつくり警告を申し上げておきます。而も又私は、この吉田總理の考え方が今度のこの破防法に現れておられますところの基本人權の制限につきまして、又特に政府が考えておられます基本的な、扇動の條項につきまして、私たちは次のような提言を申し上げておきたいのであります。即ち、チャールス・ヒューズ最高裁判所長官は、この扇動の問題についてこのような警告を發してあります。

「我々の制度を暴力によつて打ち倒そうというやうな扇動行為に對して、社會を保護する重要性が大きければ大きいほど、自由な政治的討論の機會を保持するために、自由な討論、自由な報道、自由な集會等、憲法上の權利を守り抜くことの必要は、ますます緊要のこととなる。こうした權利を守り抜くことによつてのみ政府は人民の意思に應えることができるのだし、又望ましいとあらば社會の變革も、平和的手段によつてなし遂げられるのである。我が共和國の安全はそこにあり、立憲國家の基礎もここにあり」と喝破いたしておるのであります。即ち、言論に對しては言論を以てする。思想に對しては思想を以てする。いわゆる共產黨に對しては、即ち我々は、思想は思想を以て、而もこの共產黨に對するところの大きな闘争を展開して、諸君たちは思想で對抗せずして、そして暴力で、權力で對抗して行くとしておる。このようなことで、どうして思想の自由といふことが確保されるでありませんか。どうして、この、即ち民主主義の暢達といふものが確保されるでありませんか。私たちはこの結果が戦争の悲惨な状況になつて來る。兩極端の即ち激突といふものが、これが相互に摩擦を醸成させて行つて、遂に戦争といふやうな事態に発火して行くことを私は恐れるものであります。その導火線はすでに吉田總理が作つておられることを私は最後に銘記したいのであります。

第二におきまして、私は委員長に質問をいたしたのであります。法務委員會は、御承知の通り、委員長も報告なさいましたやうに、約一カ月に亘り

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

まして、即ち五月の十五日から六月十九日まで委員会が審査をいたしました。二十七回に亘る審査をいたしました。その間におきまして委員長がとられたところの態度に對しましては、理事会の決定を、或いは各委員の希望をよくお聞きになりました。その熱心な点につきましては私共は敬意を表します。併しながら、ただ、委員長も御不満でございました。その点は吉田総理の出席のなかつたこととあります。この重要な法案に對するところの吉田総理の所見を聞き得なかつたことであつたはずであります。このような委員会の審査というものがこの本會議に移されたときにおきまして、委員長はこの法案に對するところの質疑の狀態の経過報告が誠に簡單でありました。これは委員長自体も認めて、この報告の内容に書いてあります。而もこの内容は僅かに六つでありあります。六つの内容しかこれは報告してありません。而もこの報告の要点につきましては、これはあとで私も希望を申し上げて委員長の御答弁を伺いたいでございます。即ちこの委員会では、前例にないような、原案が否決されて、阿修正案が否決されて、今では誰か、政府原案とそれに付けた修正案が出て来ないと審議の対象にならない。委員長は否決報告をなさつております。而もこの内容の点につきましては、先ほどから申しましたように、天下の輿論というものがこの法案に對するところの疑惑を持つておる。反對の輿論を持つておる。このような情勢の上におきまして、委員長報告は、極めて政府と委員とが熱心に質疑

を交わしました狀態を、この骨子を委員長は御報告になる義務があるものであります。その骨子が僅かに六つであり、どうしてもこれは、各議員の方々が如何に御質問であられるといえども、私はこの内容の点、政府が考へておる点、この点の詳細なる構想はおわかりにならないであらうと、私はこの点は公平に申し上げます。而も又委員会の速記録というものは、御承知のごとくこれは五月二十八日まで分が皆様方のお手許に配つてあるだけでありまして、これはこの能力の關係でございまして、而も恐らく本會議の委員長の報告は、即ち喧嘩のために即ち皆様方は十分な内容の点に對してのお話は御承知できなかったかも知れないと私は思います。(その通りと云ふ者あり)このような状況で一体この法案の本會議を、即ち皆様がただこれに討論採決に持つて行くところの無謀な計画でよろしいのであるかどうか。私はこの点を皆様方にお訴へしたいのであります。そこで私は申し上げます。委員長は是非この点だけは各委員の方々に報告してもらいたい。

第一点は、即ち国民生活の安定のための具体的政策の實現と治安政策との関連性についてであります。これは吉田総理に今私が質問を致しております。この点で、若し詳細に私たちが納得するような具体的な政策の御発表があれば、これは委員長はそれでよろしいでございましょう。併しながら、若し具体的な御発表がないとすれば、代つてこれは極く簡單ではございますが、私はこの法務總裁に、専門的な法務總裁に、政策の問題を質問する。これも質問をする或いは又この答弁を聞いて、満足するものではありません。併しながら、これは各委員から熱心に、即ち、治安政策に對してはこれだけではいかな。一体、具体的な政策はどこにあるかというところを尋ねております。その質疑を、御説明して頂きたいのである。

第二点は、民主主義の擁護とこれの立法精神の連貫性についてであります。この点についても先ほど私は一端を触れました。即ち憲法第十一條、第十二條、第十三條及び第十九條、思想及び良心の自由の侵害、第二十一條集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由の保障に對して、この人民の基本権に侵蝕するかどうかというやうな、この法案の即ち立法精神、この精神につきましても私たちは詳細なる質疑を致すやうなものであります。この構想につきましても政府の答弁の狀態を御報告願いたい。

第三点は、基本的人権の不侵害の原則と公共の福祉維持との優位性についてであります。即ち、新憲法の前文にありまるところの、民主主義の自然権、即ち基本権を制限するところの一切の憲法、法令及び詔勅を排除するといふ、この憲法の前提がなされておるのであります。これは常に政府のほうでは、公共の福祉の維持のためには、これは治安の對策におきましても、基本人権をこれを制限してもよろしいといふ觀念に立つておる。私たちは、この憲法の即ち精神といふものは、基本的人権を、これを尊重せなくてはならぬ。そのためにこゝろむところの公共の福祉といふものの優位性といふものは、基本的人権の下位にあるものであるといふことを私たちは考へております。この点に對しますところの政府の答弁につきましても、これは是非とも一つ委員長は報告して頂きたい。

第四の点は、憲法第七十六條と行政裁判権の侵害の有無でありまして、この点も私は先ほど触れておきました。いづゆる本法公安審査委員會の権限と性格が司法権の侵害となつておる。本法第二十四條第二項の行政事件訴訟(特別)法第十條第二項但書の適用は、司法裁判権の制限を意味するものではないかといふことに対するところの政府の答弁でありまして、これは衆議院の即ち本案に對する修正の案に對してもこの点は触れておらないやうでありまして、即ち行政事件訴訟特別法の第十條によりまして、内閣總理大臣がいわゆる異議の申立てをして、裁判権に訴えたるところの公安審査委員會の決定権に對して、これも又一方的に行政の支配者であるところの總理が侵蝕するところの權利もまだ残つておるのであります。このやうなことで、司法権の侵害、いづゆる行政権の拡張、或いは又行政権の濫用と即ち私たちは叫んでおるのであります。これが叫ばざるを得ないやうな実態であるかといふやうなことにつきまして、委員長は是非とも一つ報告をしてもらいた。

第五の点は、本法第二條第一項、第二項の訓示の規定に對するところの保障規定、救済規定の不備に對する政府の答弁であります。この点は、即ち、學者、文化人及び新聞関係、特に又労働組合におきまして最も痛烈にこの点に對しましては関心を寄せておる問題でありまして、即ち第二條におきましては、憲法の十一條、十二條のこの權利の剝奪はこれにしないといふやうなことは諷つておりますけれども、これに對しまして何にも保障規定がない。ただ諷つておるだけでありまして、このやうなことで、訓示的な、一方的な即ち規定で、本當に文化人たちのおびえておるところの、いづゆる出版の自由にいたしまして、或いは研究の自由にいたしまして、學者が求めておりますやうな學問の自由にいたしまして、言論の自由にいたしまして、労働組合が考へておりますやうな正常な労働運動の組織的な活動におきまして、組織的な正常な機關の即ち運営におきまして、この條項で本當に保障せらるるかどうかがこの点につきまして、委員長はこれを報告して頂きたい。

第六の点は、本法第三條、暴力主義的破壊活動の定義に對して、刑法適用範圍擴大の意義及び突例の例示につきまして、即ち刑法第七十七條内亂の罪、第七十八條内亂の予備、隠謀、又は第七十九條内亂等の幫助に規定する行為及び口頭の教唆又はせん動、ハ項の文書、圖面の印刷、頒布、公然掲示又は頒布等、更に二號の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するたため」の行為に對する適用及び罰則に對し、何故に範圍を擴張せねばならないかといふやうな私たちの質問に對しまして、この重要な問題に對する政府の答弁の報告をお願いしたい。

第七の点におきましては、特に第三條の口のせん動及び文書、圖面に對する適用は思想統制の危険性が濃厚である

に對しての政府の見解であります。即ちこの思想統制の問題につきましても、これは先ほど私は一言触れましたが、問題は扇動の即ち実行行動に對する政府の認定であります。この点は一松委員からも特に重要な発言がありまして、いろいろな形における扇動の扇動の取扱方がこれは提示せられております。政府の見解は、時によればこの問題に對するところの誤まつた見解をも言つておりましたが、問題は、政府が考へておるところの扇動の実行行為に對するところの問題は一体どうなつて行くかといふことについて、政府の見解を、これを是非御答弁をお願いしたい。

第八点は、第三條第一項二号リ、即ち檢察若しくは警察の職務執行に對する刑法第九十五條公務執行妨害、職務強要の適用範圍の拡大と人権蹂躪との関連性に對して、更に適用の事例と職權濫用の制裁規定についての政府の答弁であります。即ちこれは、第三條の問題は、政党といひましては重要な問題であります。主義政策を即ち持つたところの政治行動に對するこの認定権でありまして、これは治安維持法におきましては遂に反対党を倒すところの策謀に使われました。今回のこの第三條の問題といふものが、將來におきまして反対党の即ち政策批判に對するこの道具に使用しないかといふような、基本的政治団体としての問題でございまして、これに對するところの政府の答弁をお願いしたいのであります。

第五点といひまして、委員長は、組合活動の正常な即ち運行に對しては、これは濫用しないといふようなことを言つておられますが、この問題に對しましてはフランク活動の状況といふものがあります。この状況は重要でございまして、現実のフランク活動の状況に對して、この破壊法といふものが、どういふような即ち態度で臨むかといふ、この政府のこの問題、或いは第二組合結成の場合におけるところの第一と第二組合の運動の実行が異なる場合におけるところの本法適用の基礎、この問題に對しての重要な政府の答弁があつておるはずでありますから、この点を委員長は一つ報告してもらいたい。

次に、宗教団体、新聞、学校、文化団体、研究会、社会団体等、その活動と本法の適用の範圍についてであります。この範圍につきましても、これは重要でございまして、この点も一つ報告願いたい。

第十一は、警察、特務局の非合法活動防止及び禁止の法的措置でありまして、即ち、スパイ活動や或いはおとり活動、おとり検挙、こゝういふような状況、或いは情報提供を求め、情報を買ふといふようなこと、こゝういふような即ち警察、特務局の非合法な活動自体に對するところの委員の質問に對する政府の答弁を是非お願いしたい。

団体の規制及び団体の解散によつて暴力的破壊活動の根絶の徹底が期せられておるか否かといふ問題につきましても、この政府の答弁であります。これは政府は常に質問をこの立法の本体に向けて参りますと、日共組織の問題を申して参ります。日共の現われておるところの現実の問題と地下に潜入しておるところの問題とを、これを論じておられます。地下に潜入しておるところの日共組織に對して、果してこの団体の解散、団体の規制といふものが完全に適用して、そして又こゝういふ暴力主義的な団体を、これを排除して行くといふような基本的な考え方が出ておるかどうかといふ問題が大きな問題でございまして、この問題に對してはこれは秘密会でも報告をしております。この状況を報告していらつしやらない。この状態についての政府の答弁を報告してもらいたい。

十三点は、破壊的団体の規制に對する公安調査庁長官の最終的認定權の危険性及び審理官制度の可否であります。この点は總理の質問の中に一点加えておきましたけれども、問題は審理官のこの審理制度の確立でありまして、これは最も危険な問題であります。今回の法案中におきまして最も危険な問題でありまして、調査員が、これが職權濫用で調査して行く、而もその書類は審理官がこれを審査して行く、審理官のこの審査したもの、これを認定するの、公安調査委員会に提出するのであります。この審理官制度の可否につきましても、これは各委員会は多くの質問を展開しておるのでありますから、これに對して是非一つ答弁をお願いしたいのであります。

十四点は、本法第六章、罰則の適用が重罪であるといふこと、即ち刑罰の併科の危険性が非常に多いといふこと、即ち構成分子に對しても、団体そのものに對しては刑法を適用して行く、こゝういふような二重刑罰の方式、併科の状態、これを明記されておるのであります。この点、即ちこれに對するところの反対の答弁を是非報告してもらいたい。

それから國家賠償法適用と本法との關係でありまして、即ちこの國家賠償法適用と本法との關係につきましても、即ち、こゝういふような職權の濫用を受けた者は、國家賠償法の規定によつて、公務員に對するところの損害賠償の訴えがでないのであります。この法律では……これに對して政府はどのように考へておられるのであるか。

まだ私は二十一点に對するところの質問が委員長にあるのであります。この点に對しましては、第一の質問時間におきましてはこの点にとどめておきまして、あと又再質問をすることにしたします。要するに、この委員会の審査といふものが、これが各委員の熱心なる討論によりましてなされております關係上、これだけぐらゐの骨子は、この本案を審議する上につきまして是非とも必要でございまして、委員長は、最後の委員長の實務をお果しになる。歴史におきまして、委員長は努力されましたところのこの跡を憲政史上に残されて行かれるといふ見地に立ちまして、是非委員長は各委員にその義務をお盡しにならんことを特別お願いを申し上げたいのであります。

(國務大臣吉田茂君、拍手)

○國務大臣(吉田茂君) 答へたい。破壊法案と治安維持法とがあたかも同一であるといふことがお話を参ります。これは同一ではないのであります。破壊法案の目的とするところは、破壊行為、暴力行為、これは禁止せんとする法律であります。決て言論を抑制するためではなくて、基本人権を侵害せんとするものを目的としたしておるのではないのであります。これをあたかも同一であるかといふ言はるるものは、たゞこの治安維持法が不評判であるがために、(「当り前だ」と呼ぶ者あり) 破壊活動防止法案を以てあたかも治安維持法と同じようなものであるとなして、治安維持法に與えられた悪評を転嫁せんとする、誠に卑怯なお話であると私は考へるのであります。

又破壊法案を、平和條約及び安全保障條約から来る當然の帰結であると言はれるのであります。これは當然の帰結ではないのであります。(「當然の帰結だ」と呼ぶ者あり) 一体、破壊法案なるものは、獨立を維持し、又民主國家を擁護せんとするためであるのであります。これは、安全保障條約の結果若しくは平和條約の結果、政府として、國家として、破壊法案を制定したさなければならぬ義務を負つておるのではないのであります。これを義務があるがごとく言はれるのは、これ又一種の私は、それこそ危険な思想であると言はざるを得ないのであります。

(拍手) 國民に誤解を與えることは參議院の議員としてなすべきことではないと考へるのであります。(「事實が証明するよ」と呼ぶ者あり)

又治安取締は法律ではできないのである。國民生活の安定こそ肝要である。——これは御同意であります。併しなから、暴力行為、若しくは破壊行為なるものは法律以上のものであります。法律を無視し法律を破壊せんとする行為であります。刑法を以て若しく



昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

はその他の法律を以て防ぐことのできない暴力破壊行為に対するのが破壊法案であり、その点をお間違ひにならぬように希望をいたすのであります。(その通り)「舌を噛まぬようにして」と呼ぶ者あり、(拍手)

又アチソン氏が日本を以て、あたかも共產主義に対する基地である、防禦の基地であると言われたことは、如何なる場合に言われたか私は知りませんが、思うに、安全保障條約なるものは、日本を守らんとする共同防衛の思想から出たものであります。即ち民主主義を守り、(日本を戦争に入れるな)と呼ぶ者あり(共產主義に対抗せん)として、共同防衛の線に日本を持つて行こうという考えを他の言葉で言い現わしたのであるかと考へますが、如何なる場合に言われたのであるか私は知りませんから、これに対してはお答えをいたしません。

その他の問題については主官大臣からお答えをいたします。

(國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今總理より答へられましたので、私から改めて答へる必要はないと考へるのであります。大体において内村君の御議論は、よほどこの破壊活動防止法案を誤解されているように思われるのであります。(正解だよ)と呼ぶ者あり

先ず第一に治安維持法との関係であります。治安維持法は御承知の通り、思想の取締をして行こうというのでありますから、いわゆる結社への加入もこれを否定して行こうというのであります。本法案においては如何なる結社も自由であります。又如何なる結

社に加入することも自由であります。ただ、破壊的活動を現行に行わんとする、又行つて團體を規制して行こうというのであります。それと同時に、それに伴ふところの刑罰を補整して行こうというのであります。この点において治安維持法とは根本的にその性質を異にしてゐる。昔の治安維持法が濫用されたから本法案についても濫用されるのではないかとこのことを言われるのであります。この法案におきましては、その目的をはつきりしておる。而もその規制すべき対象も極めて明確にしてゐる。これを濫用しようがないのであります。その点について内村君は大いに誤解されておるかと考へておるのであります。言論の抑圧——何の抑圧でありましょうか。この法案において抑圧すべき言論がどこにありましょうか。破壊すべき行動を規制して行こうというのであります。

言論は毛頭抑圧しておりません。如何なる言論も自由であります。かような点について、これは本法案について十分の御審議を願ひたいと考へるのであります。又この法案について世間では非常に反対しておる、反対が全部のように考へられておるのであります。決してそうじやありません。(知つて居る者は皆反対しているのだ、知らんのか)と呼ぶ者あり。六月九日の東京新聞の世論調査、これは東京都内においての世論調査であります。(燈台下暗し)と呼ぶ者あり。この世論調査の結果はどうであります。破壊活動防止法案について反対のほうは少い。賛成のほうが多いのであります。而も最近におきまして、福岡県の町村会におきま

して、これは是非とも破壊活動防止法案を早急に制定せよというふうな要望の決議もしてあるよな次第であります。決して内村君の申されるやうに、国民全部がこの法案について反対をしてゐるものではないでせう。我々は、日本の治安維持のために一日も早くこの法案の通過を希望してゐるのであります。

更にこの法案について内村君は司法権に対する行政権の圧迫であるというやうなことを申されましたが、決してそうじやないものであります。政府は国内の治安について最後の責任を持つておるのであります。この責任において不法團體を規制して行こうというのであります。その規制処分に対しては、異議があつたならば裁判所にこれは出訴できるものであります。最終的には裁判所において、これが適法であるか違法であるかというこの判断を下されるのであります。決して司法権に対する行政権の圧迫とは言へないのであります。この点についても少し御研究をお願いしたいと、こう考へております。(拍手)

(小野義夫君登壇、拍手)

○小野義夫君 内村君にお答え申し上げます。お尋ねの通り私の報告は随分行届かぬところが多々あると存するのであります。何分にも百九時間には至るところの質問応答のあつた諸問題でございまして、且つ又二十七回の回数を重ねてあります。この間になされた質疑応答の内容は、誠に広汎、多岐多端に亘つておるのでございまして、これを一々この報告の中に織り込むということになりますならば、恐らく十数時

間を費しても或いはその完璧を期することができないかと想ふ。従いまして、実は詳細に十数点の御質問に對して一々お答え申し上げたいのでございまして、それは慣例によりまして、いつも本會議における報告は委員会の御同意を得まして委員長に御一任下さつたと私は了承いたしておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり(従いまして、今日は、昨日でございまして、報告いたしました以上のことをご今日御答弁できないことを甚だ遺憾に思ふ次第であります。)

右お答えを申し上げます。(拍手)

○そんな答弁はない「進行」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤賢武君) 片岡文重君。(あれでいい)のか、委員長の答弁は「進行」と呼ぶ者あり(片岡文重君に登壇を命じます)

(片岡文重君登壇)

○片岡文重君 國民世論のどうしたる反對と本院の未曾有の混亂の中に、世紀の悪法とも考へられるこの破壊活動防止法案が多数の暴力によつて遂に上程のやむなきに至りましたことは、甚だ残念に存するのであります。與黨たる自由黨、緑風会の諸君の中にも、この法案には強く反對をされておられるかたがたたくさんおられると伺つております。(嘘を言え)と呼ぶ者あり(小野委員長も又そのお一人であるやに伺つておるのであります。)(拍手)「嘘を言え」と呼ぶ者あり(党規に従つて懸命に本法案の通過に御努力をなされたことについては、誠に同情に堪えないのであります。特に(本論本論)と呼ぶ者あり(前後二十七回、百余年間に亘る委員会を主宰せられまし

て、そのあげくに、この混亂の中に突き込まれた委員長の御苦心、殊に御老体に纏つての御審議に對しては、心から御同情申し上げるのであり、敬意を捧げるにやぶさかではないのであります。が、(その程度で打ち切り)と呼ぶ者あり(この法案の重要性を考へ、この測り知れざる被害が善良な國民に及ぶことを考へますならばこの法案の内容を少しも多く國民に周知徹底せしめなければならぬと考へるのであります。私どもは國民の選良の一人として、その義務と責任において、一日の小野委員長長の御報告だけでは了することはできないのであります。従つて、御老体誠に御苦勞ではございまして、どうか國民の上に思いをいたして御答弁を下さらんことをお願い申し上げます)

今内村君からの質問に對して、一々答弁する限りではない、又さういふことはできないとおしやられました。私も又あの百余年間に亘る御審議の内容を一つ一つつまびらかにして下さいとお願ひを申し上げるのでは決してございしません。この法案審議の中に取上げられ、殊に重要な問題であり、殊に賛否を決するに當つて是非判断の拠点となればならぬやうな問題については、どうしてもこれを明白にして頂かなければならぬ。このやうな考へからあえて御質問を申し上げるのであります。是非この重要な点については、率直に、與黨委員長ではなからして参議院議員としての立場から御説明を賜りたいとお願ひをする次第であります。

(議長退席、副議長着席)

先ず第一点は、この法案が持つところの内容は、政府みずから吉田総理はどうかおしやつておられるか、私は真相を伺つておりませんけれども、木村法務総裁はしばしば委員会において、この法案は運用に当つて深甚なる注意を要することを繰返して申しておられます。殊にその第二條においては十分に注意規定を設けて、訓令規定を設けて、この法案の持つ危険性をみずから認めておるのであります。殊に人権蹂躪の虞れが多分にあるのであり、世上人心をして、殊に學者、ジャーナリスト等の文化人をして、恐怖、不安のどん底に陥れておられることも納得しておられるのであります。二回に亘る二十人からの公述人の意見を総合いたしてみても、これ又この法案が極めて危険である。このような法案を必要とするという賛成意見を述べられたかたも、なお且つこの法案では危いということを述べられておるのであり、一公述人のときは、国民に陰鬱な感じを與えておるときで断言いたしておるのであります。(「デマだ」と呼ぶ者あり)このような危険な法案を提出されて、二十七回に亘る委員会、百八時間の審議の間に、総理大臣はただの一遍といえども御出席なさらないかつた。而もこれに対して我が党伊藤修委員長初め全委員から、與党の諸君も又総理の出席を強く要望いたしておつたはずであります。これに対して法務委員長はどのような措置をとつておられたのか。なぜ吉田総理は出席をしなかつたのか。(「そんな必要はもうない」と呼ぶ者あり)「こういふことについて、いささかお述べになつておられないようでありますけれども、法案の持つ内容

容を考えたときに、この吉田総理の態度と與黨諸君の——的なのその態度と異なる態度とは、諸君の政治的良心を物語るものであり、諸君らのその——的な考えが吉田ワシマンをして日本の国政を専断させるものである。諸君は国会議員として、一人の總理のために——的な役目を果してはならない。吉田総理大臣は日本の國の政治を行う最高の責任者であつて、ただ一個の自由黨總裁たるの役目に甘んじておつてはならないのであります。さういふ観点から、徒らに諸君は……(「自由党を侮辱するか」と呼ぶ者あり)侮辱するのではありません。諸君らのそのみずから卑下するところの考え方を是正して頂きたいのであります。(「お前の考え方を直せ」と呼ぶ者あり)「さういふ考え方の上に立つならば、恐らくや公平無私な小野委員長は、この間の措置について十分我々の納得の行く御説明をして頂けることと考えるのであります。(「さういふ質問には答弁は要らん」破防法の本質がわかつておらん)「今日は元気がいいね」と呼ぶ者あり)ここに私は委員会において質問を留保いたしておきました。総理に對する質問をいたしたいと思つたのであります。(「早くやれ」と呼ぶ者あり)この質問の内容につきましても、成るべく内村委員とは重複しないように、且つ要点を外れないようにして御質問いたしたいと存じます。

この法律は、諸君はお勝みになつておるかどうかが存じませんが、(「失敬なことを言うな」と呼ぶ者あり)治安維持法には、御承知のように、國体を支那し、私有財産制度を否認し、と明らかに運動に對する嚴密な枠をはめてあります。この法律には、そのような枠をはめて、さういふ法律を作つて規制をしなければならぬほかに、今や日本の國には、個人ではなくして、団体を組織して暴力主義的破壊活動を行う団体が出来たと云つておるのであります。このような危険な団体が、社会秩序を無視するやうな団体が、みずから主宰するところの政府の政治の下に統制されて来る、頻発して来るという事について、政治のよし悪し、政治が果してよく行われておるか否かについて、十分なる考慮が、反省がなされて然るべきであると考えるのであります。この点について總理は十分お考えを先ず第一点お伺いいたしたいのであります。

次に、このような法律をお作りにならなければならぬ事態であると仮に御認識なさつてこの法律をお作りになつても、この法律によつてこの種の暴力行為を行う団体の発生を将来防ごうとができるとお考えになられるかどうか。この点についてもお伺いしたいのであります。若しこのような法律によつて再び暴力主義的な破壊活動を行う危険な団体の発生を阻止することができなかつたとお考えになられるならば、今後に起つて来るところのこの種の危険な団体に對してどのような措置をとらうとお考えになられるのか。この点について一点伺いたしたのであります。更に私も最も重大だと考えられます。この法律は、總理みずから機會あることにおしやつておられるようであり、またすけれども、日本の民主化は未だ萌芽の途上にあります。今まさに育成されなければならぬ事態に置かれておると考えます。この民主化を一日も早く達成して行かなければならぬと考えられる今日の情勢下において、若し良心と政治的責任を持つて政府最高の責任者としてのお立場から眞實日本の民主化育成をお考えになるとするならば、あらゆる手段を以て民心の調達なる興隆に十分なる措置を講ずべきであると考えるのであります。言論や結社の自由を拘束する危険が多分にある、殊に學者、文化人、ジャーナリスト等が、殆んど口を揃えて、危険な法律であり、運用に當つては政府が陣頭に立つて深甚なる考慮を拂わなければならぬといふことを繰返して述べておられる公述人の連記を一度是非お読み下されば、この点は極めて明瞭であります。このようなこの種法案の制定に賛成をされて、なお且つこの法案では、危険であるといふこの法律を今民主化育成の途上においてお出しになるという事は、民主化を阻止すること、阻止することのマイナスと、民主化を育成しようとするプラスと、どちらが多いとお考えになるのか。民主化の育成を断念しても、民主化が多少阻まれることがあつても、なお且つこのような法案はお作りにならなければならぬと考えられるのか。(「さういふことは、特に民主化を擁護しなければならぬ」といふ強固な態度から、斷然に御心算の披露をお願いいたしたのであります。(「自明の理だ、そんなことは」と呼ぶ者あり)

次に私は、日本の國民として、今日暴力を是認し、暴力を好むといふやうな人はいないと思つております。(「幾らもあるよ」と呼ぶ者あり)現に頻発しつつある暴力は決してみずから好んで行ふものではないと信じます。今日市井において強盗や殺人や破壊罪等は連日の新聞を賑わしてありますけれども、生れながらにして殺人を犯すべく、生れながらにして強盗を働くべく出て来た者はございませぬ。その環境により、その生活によつて、生きがいがたふ止むを得ざるの措置に出たる者が大多数であります。(「大きな間違いだ」と呼ぶ者あり)今日の政府の政治のよろしきを得ますならば、何を好んでみずから牢獄の月を眺めることを欲するでありませう。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)眞にみずからの國民の生活が安定し、明日の米に、今宵の子供の足袋に困ることがなかつたならば、何を好んで國民は暴力に加盟し、何を好んで火災びんを投げるでしやう。少くとも今日の狀態では、民主主義に従つたおとなしい方法でははやく我慢できないのだ。明日の暮しが成り立たないのだという土壌に迫らねばならぬ暴力であると思つておられます。このやうな情勢において皆様に待たせて頂かなければならぬのは、暴力を抑えるものは暴力ではありませぬ。平和を愛好し、世界の平和を念願しておられる國民であります。暴力を好んであります。暴力を制止し、暴力をなくするためには輿論の力だけではないなりません。國民の輿論の力を以てしてこそ初めて暴力の統廃をとめることができると思つておられます。而もなお、暴力は輿論によつて反響されることなく、輿論によつて制止されることなく、ますます頻発の傾向にあるといふことは、即ち世相がそれだけ悪化しつつあるといふことを雄弁に物語るものであります。世相が悪化しつ

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

つあるという事は、それ自体、政治の負担、政府施策よろしきを得ないといふことを最も端的且つ雄弁に物語つておられるのであります。(拍手)  
「その通り」「言ひ資格があるか」「現実を見る」と呼ぶ者あり。現実を見て申上げておられます。現実、暴力が起つたところというこの現実、吉田政府無能のいたるところであると申上げたのであります。(拍手)「君に言ひ資格があるか」と呼ぶ者あり。この責任について、この暴力が頻発するの止むなきに至つた政治責任について、吉田総理大臣はどうお考えになつておられるかといふことを伺ひたいのであります。

更に一点伺ひたいことは、この法案に対する反対の声は、その高いものではないかのごとくに、今木村法務総裁はおつしやいました。けれども、近來この法案が本院に上程せられましてから、騒然たるこの近時の世情といふものについて、皆様は強いて目を離そうとおつしやるのでしようか。(「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり)私も、見たくないものも、好ましくないものも、現実とは現実として見て行かなければなりません。現実のあるがままの姿に対して、なぜこのような事態が起つたのか、どうしたならばこれをなくすることが出来るのかといふことについて考え、これに適切な措置を與へることこそが、良心ある政治家の態度ではないでしようか。このように考えて参りますと、「小学校に行つてやれ、そんなつまらないことは」と呼ぶ者あり。この法案に対する反対の声はまさに巷に満ちていることと私は考えます。而も暴力に反対する声は少

い。先ほど来、私は強く申上げております。この暴力に対して心の中では反対をしておりますが、なぜこれが輿論となつて大きく出て来ないのか。か。(「出てくるじやないか」と呼ぶ者あり)この点については是非吉田総理の原因を追及せる所感を述べて頂きたいと思ふのであります。

更に最後に、本法案案に対しては、先ほど来申上げておられます通り、文化的な指導の立場にある人々が殆んど口を揃えて反対しているのではありませんが、国民の気持も、又殊に農民、労働者、中小企業者等は極めて陰鬱な気持になつておられます。これに対して、日本は自主独立の機会を與へられて、我々のみずからの責任、みずからの意思に基いて日本を再建し、日本民族の繁栄を圖らなければならぬと考へられる時期に當つて、自由を謳歌する国民大衆の調達なる風を如何にして盛り上げて行こうとお考えになるか。抑えることではなくして、自由を謳歌する国民の気持をどうして盛り上げて行こうとお考えになられますか。この点について伺ひたいのであります。以上が総理大臣に対する御質問であります。

更に小野委員長について御質問を続けたのであります。速記録を見よとおつしやられるならば何をか言はんやであります。この審議に當つて最も私どもが公正な判断の資料となるものは公述人の意見であらうと思ひます。(「その通り」と呼ぶ者あり)この公述人の意見を政府がどのように斟酌し、法案審議に當つてどのような關心を以て当られたか、この政府の考え

否かといふことについて、率直に公平におつしやつて頂きたいと思ふのであります。殊に東京大学名誉教授牧野英一先生、京都大学法学部教授の滝川幸辰博士、弁護士堀崎直義先生、共同通信社の論説委員である牛島俊作先生、法政大学の内兵衛先生等、極めて適切な御意見であり、殊にこの法案に対してそれ〴〵専門家の立場から老練達識の眼を以て仔細に検討され、我々法務委員に對して誠に肯綮に値する御意見を聞かせ下さつたはずであります。これに對して政府がどのように考へ、どのようにこれを加えて行つたかといふことについて、法務委員長から経過を御報告して頂きたいと思ふのであります。更にこの法律が社会秩序の治安の維持を目的として、団体規制のために設けられた特別立法であるといふことによつて、関連する法規についての質問が政府になされておるはずであります。即ち社会秩序の維持については直接關係を持つところの警察法があり、刑法がある。殊に警察法の第一條には「警察は、国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする。」と述べております。而して破防法第一條の後段には、「かかる破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄與することを目的とする。」と述べてあります。この三法、即ち警察法、刑法並びに破防法の関連性について質問が行われたはずでござい

ます。これについてどういふふうに政府から答弁があり、如何に御処置なさつたかといふことをお尋ねしたいのであります。更に再質問を保留いたしておきます。(拍手)

○國務大臣吉田茂君登壇、拍手  
○國務大臣(吉田茂君) 答へたいします。最近の状態を考へますに、暴力団体が横行いたしておると考へられるのであります。故に国民は暴力団体に対してこれを取締る法律の速かに制定せられんことを希望いたしておることは明らかであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)ただこれに對して反対せられるものは、暴力団体自身であり、若しくは暴力団体を扇動せんとし、若しくは教唆せんとする者がこれに反対せられるのであります。国民一般はこれを歓迎いたしておるのであります。これは法務総裁がすでに申された通りであります。又この法律によつて暴力団体或いは破壊行為が防禦ができるか、防止できるか。——これはできるためにこの法律を作つたのであります。この法律が制定いたされるならば、完全にこれを防止し得ると政府は考へるものであります。又民主化の途上において、民主政治がまさに成らんとするときに、かくのごとき法律を作ることは、民主化を破壊するものではないかといふことではあります。これは民主政治、民主主義、民主国家を擁護するために作るものであります。

(拍手)又暴力行為がどうして発生するか。——これは、これを教唆し、又は扇動する人、或いは又暴力団体自身に、或る人、或る団体を構成しておる諸君が存在いたすからであります。これを防止するのが法律の目的とすると、ところであります。(拍手)又この法律があるために社会を陰鬱ならしむる。——陰鬱な

らしむると考へらるるものは、その暴力行為に賛成せらるる諸君において陰鬱と考へるでありましようが、(拍手)日本国民の多くは、この法律によつて社会の狀態が明朗化すると確信いたしております。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 小野法務委員長。  
〔小野法務委員長 答へ申上げます。公述人の方々の御意見は、政府として聞いたのでなく、我々が審議の上の参考意見として拜聴いたしたのであります。それから、「その通り」と呼ぶ者あり。これが即ち伊藤修正案となり、或いは中山修正案となつて現れておるのであります。これらは皆様がよく修正案をお聞きになつて、いろいろ御検討下さればわかるのではないかと思ひます。(拍手)〕

○副議長(三木治朗君) 片岡文重君。  
〔片岡文重君登壇、拍手〕  
○片岡文重君 吉田総理といたし、小野委員長といたし、御老体誠に御苦勞であります。是非率直なことをお答へを頂きたい。先ず総理大臣はお忘れになつたかと思ふのであります。なぜ発生するのといふ、つまり、これだけ吉田さんの御良心では、御心中では、自分はこれだけ熱心に政治をやつておるのに、どうしてどういふ暴力主義的な破壊活動が起つて来るのかと御不審を抱かれると思ふのであります。つまり、なぜそういう政治をやつておるのにもかかわらず暴力主義的な団体が発行するのか、こゝういふことについてお考えなされたことがあるかどうかといふことを一点(扇動政治家があるか

らひむると考へらるるものは、その暴力行為に賛成せらるる諸君において陰鬱と考へるでありましようが、(拍手)日本国民の多くは、この法律によつて社会の狀態が明朗化すると確信いたしております。(拍手)

らだよ」と呼ぶ者あり)お答え頂きたいのであります。

それから小野委員長にお尋ねしたいのは、委員会においてあれだけ吉田さんの出席を要求し、この参議院が再び(今日は出席しておる)と(呼ぶ者あり)混乱と未曾有の秩序無視を行なつて、今日まで延々と審議を引延ばされ、而も三十日間に亘り会期の再々延長をするの止むなきに至つたのは、一に懸かつて吉田総理の怠慢によるものと我々は断ぜざるを得ないのであります。(拍手、「何を言う」と呼ぶ者あり)この重大な責任について我々は法務委員会においてきびしく追及し、小野委員長又同様の意を表され、極力吉田総理の出席を要請することに努力すると誓われたはずである。この経緯を御発表頂きたいのであります。この経緯を発表されるということは、即ち吉田政府の國政に対する誠意の如何を物語るものでありますから、十分心してお答えを頂きたいのであります。(答弁の要なし)と呼ぶ者あり)更に、警察法、刑法並びに本法案との関連性についてなされた質疑の経過を御報告頂きたい、こう思うのであります。(拍手)

【國務大臣吉田茂君登壇、拍手】  
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。第一の問題については、私は絶えずこれを懸念いたして、朝夕これを考えております。忘れて怠つたことではないのであります。又私の出席について云々と言いますが、私の出席がこの法律審議を、法案の審議を延ばしたのではなくて、諸君の引き延ばし行為がこれを延ばしたものであると言わざるを得ない。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 小野法務委員長。

【小野義夫君登壇】  
○小野義夫君 刑法その他の既存法律で賄い得るのではないかと、破防法を必要としないのではないかとということについて、委員会の審議の経過結果はどうであるかというお尋ねであります。政府の答弁は、刑法及びその他の法律で賄い得ないものは、これは、破防法は団体を対象としてやるのでありまして、刑法その他の法律は個人を対象としてやるのが主なる差別であります。かような政府の答弁でありました。(拍手)  
総理に対しては、委員会が皆様が御承知の通りお願い申し上げましたのです。いろいろ政務多端のこともあり、又いろいろ御所労のために出席ができませんでした。この点につきましては委員各位もその事情は御了承のことと存じます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 午後八時まで休憩いたします。  
午後七時一分休憩  
午後八時三十分開議  
○議長(佐藤隆武君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。一松定吉君。  
【一松定吉君登壇、拍手】  
○一松定吉君 私は本法案に對しまして政府に少しく質問をいたしたいのであります。主として木村法務總裁の御答弁で結構です。但し總理大臣に二つ三つお答えを願わなければならん所がございますから、その点は總理大臣から極く簡括的によろしくございます

からお答えを願うことをあらかじめお願いしておきます。

私は今日暴力主義的破壊活動という事実のあることはこれを認めます。而してこれを取締る必要のあることも認めます。併しながら、本法案はこれを取締るのには行き過ぎである、かような考えを持つておられますから、その点について極く簡括的に御質問を申上げてみたいのであります。  
本法案の目的は、いわゆる暴力主義的破壊活動を行うところの団体の行動を、これを規制する手続を定め、且つ暴力主義的破壊活動に関する刑罰の補正をこれによつて定める、そして治安の維持をしたいというのが目的であるということでありますから、それらの目的に對しましては私は何らの異論を持つておりません。併しながら本法については非常な行き過ぎが多いと考へます。それがために今日輿論は沸騰して、この法案の阻止若しくは大修正ということに非常な熱意を持つたところの反對行動のあることは、これは何人も否むことはできません。そういうことはどういふところからさような反對の熾烈なる行動があるのかというところは、私をして言わしむれば、この法案が行き過ぎであるということがその主なる原因であると考えております。(拍手)然らばどういふ点が行き過ぎであるかというところを、これから一々具体的に申上げまして、政府の御答弁を頂戴したいと同時に、本法を審査なさいます皆様の御参考にも供して見たいのであります。

一 本法はどうかということかという、暴力主義的破壊活動を行う団体行動を規制すると言ふ。そして、

そういう行動をする者に対する刑罰の制裁規定を補整すると言ふ。そこで、

どういふようなことの刑罰規定を補整するかと言いますと、第二條にその破壊活動の範圍をちゃんと限定してある、どういふことが破壊活動か、それは第三條であります。それはいわゆる内乱及び放火、殺人、強盜、汽車、電車の顛覆、爆発物に関する行為、騒擾、公務執行妨害、こういうようなことを、暴力主義的破壊活動を目的としてかかのごとき行動をすることが、これが本法において取締られるんだというところなんです。然らば、今列挙したような犯罪の取締は刑法にちゃんと規定してある。刑法に規定してあるから、それでよろしいではないかと云へば、いや、そうではない。刑法に規定してある点では足りないんだ。どういふところが足りないんだ。いわゆる刑罰規定の補整をしなければならぬ。その補整というものは、先ず第一に、予備陰謀を罰しなければならぬ。内乱、殺人、放火、それから汽車、電車、電車の顛覆等、先刻列挙いたしました行動等に対する予備、陰謀までも罰しなければならぬのだと言ふ。皆さん御承知の通り、現行刑法において予備、陰謀を罰する規定は、内乱及び外患に限られております。内乱と外患以外には、予備、陰謀を罰する規定はございせん。それから、その次に予備だけを罰する規定はどういふことかと云へば、いふと、殺人、放火、汽車、電車等の顛覆、それから家屋等の損壊、それから爆発物、こういうような犯罪に對しては予備を罰しております。本法においては掲げておる数種の犯罪の中に、騒擾と公務執行妨害には予備も陰

謀も罰してありません。刑法で……。

而して今私が挙げた以外の行動に對する刑法の規定の中には一つも予備、陰謀を罰した規定はございせん。即ち予備、陰謀を罰したのは内乱、外患だけ。予備を罰したのは今私が申し上げましたような殺人、放火、電車、汽車等の顛覆だけに限られておまして、本件に挙げられておるところの騒擾や公務執行妨害は予備も陰謀も罰してありません。然るに本法はそういう予備だけ罰して陰謀を罰しないものも陰謀を罰すると言ふ。予備も陰謀も罰しないものを予備も陰謀も罰する、こう言ふ。それがいわゆる暴力主義的行動に對する刑罰の補整をするという意味はそこにあると思ふのであります。私は……。

そういうようなことが行き過ぎではないかという思ふのだ、私は……。

現行刑法の予備、陰謀を罰する内乱、外患、予備だけを罰する殺人、放火、それから汽車顛覆、爆発物等に対することだけで十分であり、騒擾や、公務執行妨害には予備、陰謀がないのに、特に本法にそういうことを設けてやるというところは、いわゆる一網打盡の意である。これが世の中の輿論が反撥をして、そんなに広くやられてはたまらないというところが一つの理由である。私は考へるのであるが、こういうふうに予備、陰謀まで罰しなければならぬというところについて、是非その必要があるのだということの御説明を、木村法務總裁の御説明を願ひたい。

特に本法においてそういう教唆罪といふものを独立罪としなくとも、教唆といふものは刑法の総則にあるにかかわらず、本法において教唆といふものを独立罪にしたのはどういふわけか。而も刑法の教唆と本法の教唆とが重複した時分に、重きに從つて処断するといふように、ただ「重く」といふことを主眼にしておるといふことは、これは少し行き過ぎではありませんかといふことが二つ。

その次にはいゝゆる扇動です。扇動といふことは、我が刑法には扇動といふものはございせん。刑法の各條には扇動といふことを罰する法規は一つもどこにもございせん。然るに本法ではその扇動を罰すると、こう言う。然らば我が国の刑罰法令で今までの間に扇動を罰したことがあるかといふに、ある。それはいゝゆる皆様が御心配に相成つたところの治安維持法、新聞紙法、そういうようなものに扇動を罰しております。(「どうじゃ」と呼ぶ者あり)併しそういうような扇動は今では廃止せられておる。今新しい法規について扇動といふのを罰しておるのは二つ三つありますが、終戦後においては扇動に代るべき文句としては「おだてる」「あおる」といふような言葉を以て、扇動といふ文句と異なるところの文字を使つておる。これは一体どういふわけだ。扇動といふ文字がどうも疑いの多い、解釈に困るというようなところから「あおる」とか、或いは「おだてる」とか、こういう文字を使つたのではあるまいか。こういう点について私は非常なものであるが、扇動に對する我が國の學說等はいろ／＼ありますけれども、いゝゆる大審院の判決がただ一

つある。扇動といふものに對する解釈、それは昭和四年の(レ)第一三二四号で、判決が昭和五年二月二十一日、第四刑事部で判決されておる。この中に「煽動」といふ文字が初めて判例として用いられておる。どういふことを言うのか。これを一つ読んで、皆様に申し上げて、皆様の御判断を請ふなければならぬのは、煽動は不特定多数の人に対するシテ目的の實行ノ方法手段ヲ具體的且直接的ニ指導シ其ノ結果相手方ノ意思ヲ刺激シ實行ノ決意ヲ生シタルコトを言う。そういたしますと、いゝゆる不特定多数の人に対することが一つ、それから、目的の實行の方法手段を具體的且直接的に或る不特定多数の人に指導して、その結果そのいゝゆる不特定多数の人の意思を刺激して實行の決意をすることが扇動だ、こう言う。これではまだ十分にはわかりません。わからぬので、判決はもう一例を挙げておる。即ち一定の事項を單に公衆に告知傳達することは扇動じゃないと、こう言う。一定の事項を單に公衆に告知傳達することは扇動ではないよ。一定の事項を單に公衆に、公衆に演説すること、講義をすること、研究の結果を発表することは、これは扇動ではないよ。その研究の結果に基いて宣伝をやる、又はこれを世間に流布する、言ひ流す、こういうようなことは、これは扇動ではないよ、こう言う。こういうように、扇動でないことを明らかにするために、いゝゆる告知、伝達、或いは演説、講義、研究の結果、宣伝、流布、それからどうも「レ」ポスターといふようなことは扇動じゃないと、こう言う。皆様、こういうようなことは扇動でないとする、普通

の人は、いゝゆる或る研究の結果を、こういうことになつておるのだよというので、これを人に告知する、特定多数の人に告知する、或いはこういうようなことはこうなるのだよと言つて特定多数の人に告知する、或いはそれらの解明をする、或いは演説をする、講義をする、研究の結果を、宣伝をする、流布するといふようなことは扇動でない、こう言うが、そのいゝゆる演説であるかないかは誰がきめるのだ、こう言う。これは、本法においてはいゝゆる公安調査官がそれをきめる。我々専門家で、あのいゝゆる國体を要するとかといふようなことについて、研究の結果こういふようになるのだよ、フランスの革命はこういふようになるのだよ、起つたのだよ、ロシアの革命はこういふようになるのだよ、原因でやつたのだよ、研究の結果を発表するといふように、研究の結果を発表する活動を目的としての扇動ではないのだから、それは処罰すべきものではないと……専門家はよくわかる。併し素人はそういうようなことをやはり扇動だと思つて、いゝゆる知識経験の乏しいところの公安調査官などは、そういう演説をしておることを聞いて、お前はどうか、暴力主義的破壊活動をやつておるのだ、その宣伝をしておるのだといふようなことで、これがいゝゆる調べてみたり、或いは調査の目標になつてみたり、從つて新聞に出されたり、或いは警察に呼び出されたりして、その人の名譽、その人の身体、生命、財産等に及ぼす影響はどうでありましようか。そういうようなことを、木村法務總裁のような専門家で、おありになれば、又我々のような、判例といふものはこ

ういふようなものだといふことを、これを承知しているものであればいいが、普通の人はこういうことは知りませんわ。いゝゆる公安調査官なんかいうものは、こんなことはわかりません。ですからして、從つて、今、俺のやつてゐることはいゝゆる宣伝になるのだよ、やなかるうか、俺の今書いてゐることは宣伝になるのだよ、やなかるうか、俺の今の発表は宣伝であるのだよ、やなかるうかといふようなことになりますと、もろ自分の身を守るために、こういふやうなことを発表したり、演説したり、宣伝するといふようなことをしないやうになつたときは、日本の文化の發展といふものはどうなるのだらう。(拍手)國民はそういうことを吐の底に持つて、これを表に出さないやうなときには、國民は、目で、耳で、お互いに話合はなないで、ただ指で形をしてお互いが戒しめ合ふといふやうなことになるのだらう。もう世の中は暗闇です。(「それだ」と呼ぶ者あり)そういうことになると、その結果、いゝゆる革命といふやうなことになるやうなことを私は非常に心配しておるのであります。そこで私は、木村總裁、こういうやうな、いゝゆる扇動といふやうなことに對して明確な知識を國民全体に與えるといふことについては、あなたはどういふやうな手段方法をお用いになるお考えであるかといふことが一つ。

その次には、いゝゆる大審院のこの判例によりましてどうすよ、不特定多数の人に對してそういうことをやるのが扇動だといふ。そうして、それから先に、或る一つの目的の實行方法を具體的に且つ實際的に直接に指導して、そういうやうなことをして犯罪の決意をなせしむると、こう言うのだ。教唆と同じです、教唆……我々専門家のいゝゆる教唆とどこも違ひません。連うところは何かだといふと、ただ不特定多数の人に對してそういうことをするといふことだけが、諸君、連うのです。教唆は特定の人に對してするといふことが教唆であり、不特定多数の人に對して或る犯罪の實行を、これをしなさい、手段方法はこうするのでありますと言つて話して聞かせて、その決意を生ぜしむることが扇動であるが、不特定多数でなくして特定の人にそれをするならば、これは刑法上教唆、不特定多数の人にやると扇動になる。諸君、そこで問題が、いゝゆる問題になる。然らば不特定多数の人といふのは何人であるか。何人が不特定多数の人であるか。二人以上で、一松の或る同志が或る研究団体を研究をする。その研究団体の人は十人ときまつておる。その十人が集まつておる所で私が或る話をする。それはいゝゆる不特定多数の人であるか、特定の人であるか。或いは参議院議員といふのは二百五十人と、いふことがきまつておる。その参議院議員の二百五十人のすべての人の名前をちゃんと一松は知つておる。その人の前において私が或る演説をする、或る宣伝をするといふのは、それが不特定多数の人であるか、或いは特定の人であるか。そういう區別は誰がするのだ。ここです。このことについて私が委員会では吉河局長にそこを聞いた。ところが曰く、「それは普通は扇動だけれども、あなたの目の前に、例えは何の何がしといふ自分の知つてゐる人がおる。その人と目と目が出会つて話を



しておるときに、一々その人が背いた。あなたのその話に背いておる。それの人については教唆だ、大勢の一群からいえば扇動だ」と、こういうのだ。諸君、私のやる行為は一つの行為です。一つの行為が或る者に対して教唆となり、或る者に対して扇動になるとはおかしいやないかと、私が局長に反問したところが、局長は明確なる答弁ができなかつた。こういうふうに、いわゆる扇動と教唆というものは非常に区別がむずかしいのです。牧野博士はいわゆる公聴会の席に出て、それは、わけがわからんじやないか、だから、こういうものはもうやめたほうがよろしいということを前に我々の法務委員会に出て言つたことは、政府当局も十分に御承知なんです。そういうふうに、扇動というものは、刑法学者、殊に牧野君は我が国における刑法の権威者であり大家である。その大家の牧野君が扇動ということについて疑いを持つて、こんなものは私はわかりませんというふうなことを言つたのだ。諸君、刑法学者でない素人が、これが扇動で、これが教唆で、これは扇動であるけれども、これは扇動でないなどということがわかりましようか。諸君、(緑風会の人はいくく聞いておきなさい)と呼ぶ者あり)そういうふうなわからぬような扇動を入れてやるという、ここに私は濫用ということができるのだと申し上げたい。(拍手)「その通り」と呼ぶ者あり)濫用ということが起るのだというのを申し上げたい。そこで私は、本件のいわゆる扇動というふうな文句は刑法の條文のどこにもない。ただ特別法に少しあるだけだ。然るに、本法において扇動というものをを入れ

て、そういうわけのわからぬ、解釈できないようなものを入れて、而もこれを知識経験の乏しい、いわゆる公安調査官、こういうふうな人をしてこれを濫用せしむるというところにおいて濫用の虞れなきや否や。これが第二の質問です。この点について局長は、濫用の虞れがありますと委員会で言つた。濫用の虞れがあるならば、その濫用を防ぐ方法如何。それはこれから大いに研究して濫用しないようにいたしますと言つた。(笑)本法の第二條に持つて行つてそういうことが書いてある。これは木村法務総裁が常に委員会に出て言われたことなんです。「この法律による規則及び規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するために必要且つ相当な限度においてのみ行ふべきであつて、思想、信教、集会結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するやうなことがあつてはならない。」それから、その「規制及び規制のための調査については、いさしくこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するやうなことがあつてはならない。」実に注意周到です。この通り行へるかどうかというところが、今私が例を挙げた扇動一つに對しても、これは濫用の虞れがあるのです。それで私も、こういうわけのわからぬやうなむずかしい大審院の判例、我々専門の弁護士が見ても、教唆と違ふところは、ただ特定、不特定という所が違ふだけで、あとは皆同じ、そういうやうなことでこれを取締

り、而も刑法において予備、陰謀を對して、いさしくな点にまで、予備陰謀を掲げ、刑法でいわゆる扇動というものを規定してないのに、扇動というものを掲げて、一網打盡的にこれを逮捕、尋問、起訴しようというところに、国民多数が心配をし、恐れおののいておる理由は、ここに存するということをお聞き、深く我々は考えなければならぬのであります。(拍手)

次には、然らばこの濫用ということについて、成るほどお前の言う通りであるだろう、それならば私はその濫用を成るだけ濫用させないやうな裏付けがこの規定になければならない。濫用させないやうな裏付けというものは、ただ私が今読み上げた二條に、この規定があるだけです。それ以外に濫用した時分にはどうなるか、或る破壊活動を目的としないうるが或る演説をした、或る宣伝をした、或る扇動をしたというとき、直ぐにこれを調べたりいろいろなことをして、そうしてこの手続に規定してあるやうなことをやつたときに、皆、そういうやうなことでその人が調べた結果何もやつていなかつたのだというところになつたときに、その人のやうなやつた名誉、財産、身体、親族等に及ぼす影響等は、どうして国家はこれを賠償するの。その裏付けがなければならぬ。本法においては、国家賠償法という法律の第一條に、官吏が職務を濫用して若しくは過失があつて人に迷惑を及ぼしたときは、それを損害賠償する。その損害賠償というものは、僅かに、こういうことをしたら僅かの金を以て賠償する。或いは民法の七百九條の、不法行為に對する制裁というものは、極めて微かである。そして彼らは、「お前はこういうことをしたじやないか、職務の濫用じやないか、或いは過失じやないか」と責められたときに、「私はこれは確かにこの人を破壊活動をやつたものと確信をしてやりました」と、こつ言へば職務濫用になりませんよ、諸君。その時分には、過失というこになつても、大過失じやない、小過失です。そういうやうなものに對して国家が裏付けがないということであれば、濫用のしつばなし、いわゆる徳川時代の切捨御免と同じになつて、誰がこれを救済するかというのを考えなければならぬ。(拍手)そこで私は法務総裁にお伺いするのは、こういうやうなことに對して、何か職務濫用のときについて、あなたは今この法案以外にお考えになつておられますか。この点は法務総裁だけでは、総理大臣にもこの点だけは伺ひしてお答えを願わなければならぬ。こういうやうな点がなければ、我々は直ちにこれに賛成することはできないのであります。

その次には、一体これが内乱まで罰するならば、外患はなぜ罰しないのだ。外患は、外国に向つてこういうやうなことをする行動があれば、若し取締る必要があるならば、これを罰する制裁がないのはどういふわけだ。それから私は、こういうやうな行動の起るのには、先刻幾多の意見を述べられたかたのお話にありましたやうに、先ず人を罰するよりもその根源を檢討して、根源を正して、再び三たびかゝることが、正しい政治家のやり方であると思ふのであります。(拍手)

然らば吉田総理並びに木村法務総裁は、こういう点についてどういふやうな対策をお持ちになつておるか。その対策で一つお示し願ひたい。(「お先賢」)と呼ぶ者あり)そういうやうなことがなかつたならば、なか／＼我々は、ただ目の前にあるところの蠅を追つていふことをして、いくら蠅を追つてもいくら蠅を追つても、このいわゆる破壊活動、行動というものを根絶することはできないやうなことになる、却つてこれがやうな犯罪を数多くならしめ、治安維持ができるどころではない治安紊亂の結果を招来し、我が国をいゝゆる革命の悲運に導くやうなことがないかというのを私は非常に心配しておるのであります。(拍手)

その次には、この公安調査官並びに公安審査委員会を設けたことについて、私はこれはよくないことであると思ふけれども、時間がなければ余り細かいことは申しませんが、(「どん／＼やれ／＼やれ／＼」と呼ぶ者あり)一体こういうやうなものは、こういうやうな調査をし、材料を集めるといふことに極く不慣れないいわゆる公安調査官を命ずるよりも、慣れたところの警察官をしてこれをやらしめ、慣れたところの検察庁をしてこれをやらしめ、そしてこれらに對して人権蹂躪のこのやうなことに十分に調査してやらせれば、これのほうが人数が少く、間違ひのないことができると思ふが、なぜこれをやういふ公安調査官といふものをこしらへ、而も全国にただ一人、公安審査委員長は日本国にただ一人、公安審査委員は四人、五人の人が全国のこれを調査して、これに規制をやり、禁止、解散をや

るといふようなことでは、これはむしろ手ぬるいやり方ではありませんか。これはむしろ裁判所に持つて行つてやらしたほうがよろこばいせんか。

それからその次は、一体どういふ我々国民の自由を制限するようなことは、いわゆる憲法の(「その通り」と呼ぶ者あり)三十三條によつて裁判所においてこれをやらせるほうがいいのである。然るにこれを行政官をしてやらせるという事は、どういふわけですか。そういうことは行政官をしてやらせて、後に司法裁判所に持つて行つて救済を頼むがよろしいということであるか。それは、いわゆるどういふようなひどい人権に関するようなことは、初めからこれは司法裁判所に任したほうがよろしくはないかというように私は思う。これが一つ。

いま一つは、今日吉田内閣は非常に行政整理に夢中になつて、これで国民の税負担を軽減させるということに御盡力になつてゐることは、私も感心いたします。然るに、本法を設けることによつて、諸君の公安調査庁を設けることによつてこの七月頃から本年度において幾らの金がかかるかという、特務局の閣次長のお答えでは、七億円のお金がかかるのだ。それに対して今度はいろいろな資材を殖やし、人物を殖やし、庁舎の新築をやるということになると、少くとも十数億円の金が必要と、こういうことです。そういうようなことをやるよりも、今日、日本にたくさんおる警察官を使つて、足らないところを少し補充して、そうして人権蹂躪をさせないようにするということであるならば、いわゆるこれは吉田内閣の一大政策の一つにも数えること

ができるのであるが、そういうことをしたほうがよくはありませんか。その点に対しては木村法務総裁のお答えを頂くと同時に、吉田総理大臣からお答えを頂かねばならないと思うのでございます。

いま一つは、もう時間は二分よりありませんから言いますが、こういうことを設けるためにです、このいわゆる公安調査委員会の決定した国家の意思と、それからそれに対する裁判を求めて裁判所で無罪になつたところの意思とが対立するのです。対立する。即ち委員会が裁決したこの或る団体に對して禁止行為若しくは解散をやらした。それがその団体に所属するところの団員が裁判を受けて、お前はこういう破壊活動をしたというが、裁判を受けたところが、それは暴力主義的破壊活動ではなかつたという判決を受けたがために、いわゆるこの団体を解散させたり或いはこの団体の或る行為を禁止させて財産まで処分させたという後、それはこつちが間違ひであつたというときには、これを何らか調整して国家の意思が二つでないようにしなければならぬが、その裏付けがこれにはできておりません。それはあなたはどうなさるつもりでありますか。それらの点について十分なるお答えをお願いいたしますのであります。

私は時間がありますからこの程度に質問はとめておきます。詳細なることは御答弁を承りましたのちに、討論のときに詳細私の意見を申し上げます。有難うございまして。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

一松君は、現在、破壊、暴行行為或いは団体の存在することを認められ、又破壊法の目的とするところ、又その必要については、我々と同じ意見を持つておられるように伺いますが、併し、ただこの破壊法なるものは行き過ぎである、行き過ぎであるがためにそれだけの反対の声が多い。こう(その通りだ)と呼ぶ者あり)おつしやいますか、併し、これは先ほど私が申し上げた通り、たとえ行き過ぎであつてもこの破壊法の速かに制定せられんことを希望する国民の聲が、あなたにはお聞えにならないかも知れませんが、(何を言ふか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)政府においては最もよく聞えておるのであります。又これがやがて革命を誘導するとか或いは行き過ぎた場合にはどうするかというお話であります。

○議長(佐藤隆武君) 辯論に願います。

○國務大臣(吉田茂君)(続) これはこの法律執行の場合に当局者は十分注意をいたして、そういう御心配のような点がないようにいたします。その他は主官大臣がお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 一松君にお答えいたします。

本法案において最も重視いたしておるのは、大きな組織力を以てこの破壊的行為を行ふんとすることであり、また、個々の或いは殺人だとか、騒擾だとか、或いは汽車の転覆だとか、放火とかいうことそれ自体を問題にしておる

のではありません。いわゆる組織の力によつて、或いは内乱を起し、或いは騒擾を起し、或いは汽車の転覆を起し、放火をし、殺人をする、そういうような行為を目的としておるのであります。ここを十分にお考えをお願いいたしますのであります。而して、個々のような行為については問題にせないと同時に、これがいやしくも政治上の主義主張或いは施策を推進し、これに反対するがためにかような破壊的活動をするということが、この民主主義国家において最も重大視しなければならぬ、これを防止しなければならぬといふところに主眼を置いておるのであります。従ひまして、個々の今列挙いたしました犯罪行為の予備、陰謀、それらの行為を目的としておるのではないのであります。即ち、今申し上げました通り、政治上の主義主張を推進し、或いはこれに反対せんがために、かような行為を組織によつてやろうという行為を処罰の目的としておるということとを申し上げたいのであります。(政治的とは何だ)と呼ぶ者あり)而してこの教唆と扇動の点につきましては、これは委員会において十分に御説明申し上げた点でありますからこの点については多くは述べません。併しながら、この扇動という点につきましては、(はつきりしろ)と呼ぶ者あり)既存の法律におきまして一松君も御承知の通り、公職選挙法或いは(「ごまかすな」)と呼ぶ者あり)税法、食糧管理法、或いは国家公務員法において嚴として規定されておるのであります。この扇動はどの程度恐ろしいものはないと確信して疑いません。(その通りだ)と呼ぶ者あり)殊にアメリカのスマス法にお

きまして、或いは又ソヴィエトの反革命法におきまして、或いは中国の反革命條例におきまして、ことごとく扇動という文句を使つておるのであります。いわゆる扇動、人をあおり而して中正の判断を失わしめて、そうして犯意を助長し、或いは犯意を決定せしめるという、その行為自体が一番この治安の問題に對して重視しなければならぬのであります。教唆とはおよそ導うのであります。いわゆる教唆は、特定の者に対してこれ(「をやれ」といふことを指示命令して、そして決意を起さしめるのであります。扇動は、今申し上げました多数の者をして中正の判断を失わしめると同時に、すでに起つておる犯意をますます(「助長せしめ、又犯意を起さうか」といふような中間的な問題においても、これを犯意を決定せしめるというやうな危険な性格を帯びておるのであります。従ひまして、いづれの国家におきましてもかような大きな事案についてことごとく扇動罪を規定しております。この扇動については私は委員会において詳細述べましたから、これ以上は述べませんが、くれぐれもこの扇動のことを十分に私は考慮をして頂きたいと考えます。扇動ほど恐ろしいものはない。中正な判断を誤らしめて、そうして心なき者までも犯罪をなされたといふやうなことは、これは治安の確保の上において十分に考慮しなければならぬと考えておるのであります。

次に、何が故に警察官をして捜査の任に当らしめないかという御質問であります。私はこれは一松君とは大いにその考え方を異にしておるのであります。私はさういふ警察官をしてかくのごときことまでも行わしめるというこ

とは、いわゆる権力の集中であると私は考へておる。むしろ調査官をしてこれを調査せしめ、而もこの法案において最も重視しておるのは、強制調査権を持たせないことである。そこにこの法案のいわゆる基本的人権を十分に尊重するといふことに意を注いだのはこれであり。警察官をしてこれを行わしめたらどうでありましょう。いわゆる直ちに警察力を以てこれをやるということになりますと、基本的人権を無視するやうな虞れがなきにしもあらずであります。(拍手)従いまして、調査官をして強制調査権を持たしめず、任意にこれを調査せしめ、そして調査した結果は何が判断したしるかと言いますと、長官が判断します。而してその長官が請求すべき理由ありとすれば、これを審査委員会に對して請求させるのであります。而して審査委員会においてこれを決定いたしますと、その決定に對しての異議があれば、これは裁判所に持つて行く。最終的に裁判所においてこれを判断せしめる。これほど民主的なものはないのであります。(拍手)およそ行政処分は、これは行政官庁でやるのがこれが建前であります。その行政処分に對して、(手前勝手なることを言うな)と呼ぶ者あり。適法であるか、違法であるか、これについての最終判断は裁判所においてやる。これは三権分立の建前であります。いきなりこれを裁判所に持つて行かれてはどうでありますか。裁判所で判断したそのあと、の始末は誰がするのでありますか。行政官がこれを一応の始末をして、そして、それに対して不服があれば更に裁判所で以て公正な判断をせしめる。

これほど民主的なものはないのであります。この法案において、特にその点について考慮をしておるのであります。而してこの法案において私が最もこれを重視しておるのは委員会の制度であります。この委員会は、我々の構想といたしましては、あらゆる階層から有能な人を国会において選挙して、果して公安調査庁の長官の請求が不当であるかどうかというものを判断せしめる。これほど私は民主的なやり方はないと考へておるのであります。およそ国家においてこの暴力主義的破壊活動ほど恐ろしいものはありませぬ。而してこの根源は何であるかと申しますと、いろいろの種類はありますが、これは国際的に或るイデオロギを以て日本の治安を乱そうとするこの動きが恐ろしいのであります。(拍手)必ずしも日本の国民がかような動きに對して動かないとは私は限りません。国際的イデオロギを以て日本の内地を攪乱するといふこの動きに對しては、内地の治安を確保する以上において、断固としてこれを排除しなければならぬ。これが我々の任務であります。(拍手)およそ思想的背景を以て日本の内地を攪乱しようとするものほど恐ろしいものはないのであります。そのために、生活の不安とか、そういうものが来るとは我々は考へていない。大きな力を以て日本の国内を破壊せんとするその力であり。その力によつての暴力行為を、この法案において阻止せんとするのであります。そして我々は民主主義平和国家

を最終的に建設して行きたいというのがこの法案の狙ひであります。(拍手、「李承晩」)「戦争より大きい破壊があるか」と呼ぶ者あり。  
○片岡文重君(発言の許可を求む)  
○議長(佐藤寅次郎) 片岡文重君、何ですか、片岡君。  
○片岡文重君 私は……(発言する者多し)  
○議長(佐藤寅次郎) 静かに願います。静かに。  
○片岡文重君 私は、先程の私の発言中不穏当なる言葉がありましたが、これは、議長において適當に取扱われたいことを希望いたします。  
○議長(佐藤寅次郎) 議長において然るべく処置をいたします。羽仁五郎君。  
○羽仁五郎君(登壇)  
○羽仁五郎君 総理大臣の所見を伺いたいと思ひますが、本法案に對する世論の反對は我が国会史上空前の規模を現わしております。(民主的だ)と呼ぶ者あり。日本の労働組合はすでにゼネストの一步手前に立つて、三たびストライキを行なつて(誰だ、扇動しているのは)と呼ぶ者あり。日本学術会議、東京大学、新島襄の伝統に立つ同志社大学の田畑學長、そのほか京都、大阪、神戸、東京の私立諸大学、日本新聞協会、朝日、毎日、読売等のほかの各紙、日本弁護士連合会、日本文藝家協会、日本ペンクラブ、安井會太郎副会長と会長とする日本美術家連盟、中村歌右衛門、尾上松緑、水谷八重子、山本安英、山田五十鈴、大谷友右衛門、千田是也、青山杉

作、東山千栄子、吉田謙吉、岡倉士朗、秋田雨後、滝沢修、岡田英次、今井正、亀井文夫、岩崎鶴、山本薩夫、吉村公三郎など、近代映画協会、そのほか入映団体など、更に或いは田辺秀雄、山根銀二、笑秋吉、松平鶴則、中山第一、佐藤美子、これらの音楽家、更に宗教団体、婦人団体、そのほかの各文化団体など、我が知識人有識階級は、挙げて本法案に反對を表明しているものであります。首相は今國民の大多数が本法案を要求していると言われましたが、これは明らかに事実と反します。(その通り)と呼ぶ者あり。なにかなく日本の高いレベルの有識階級は本法案の撤回を要求しております。この点について總理大臣は、どうした日本の知識階級を敵として(敵じやない)と呼ぶ者あり。本法案を成立させようとしておられるのか。(その通り)と呼ぶ者あり。日本の知識階級の世論を無視するおつもりであるか。これを第一に伺いたいと思ひます。  
第二に伺いたいのは、吉田總理はこの法律によつて何を成すといふふうにお考へになつておられるのか。この法律が何らの効果のないといふことは、法務委員会において法務總裁みずから認めたところであります。破壊活動をなすところの団体といふものをこの法律によつて規制しようとしても、それらの団体がどうして規制できますか。諸君、現在特務局の實力を以てしていわゆる地下に潜行した人をどうとせんか。ことができないじやありませんか。(そのだ)と呼ぶ者あり。いわんや、政治上の信念を持つて行動するやうした団体を月給取りの官吏で取締るなんというとはできないといふことは、

法務總裁が衆議院でおつしやつた通りです。一方は命がけ、一方は月給取りです。どうしてこゝういふ法律で破壊活動が防止できますか。首相はこの法律で何を成すといふおいでになるのですか。  
第三に伺いたいのは、首相はこの法律によつて何を失うかを御存じですか。(吉田内閣だ、はつきりしておる)と呼ぶ者あり。この法律によつて何を失ふか、それによつて失ふのは言論、集会、結社の自由であります。この法によつて失われるのは憲法であります。(その通り)と呼ぶ者あり。この法律によつて失われるのは吉田首相自身に對する責任を負われる責任を自願したいと思ひます。私は吉田首相自身は他の閣僚とは異なつてこれらの問題について深い見識を持つておられると信じます。自己の政治的信念のために牢獄に入つた経験を持つ吉田首相は、この法律案が、政治上の信念を持つて活動している団体を犯罪と結び付けて、これを打倒しようとしておる法律案であるといふことに気が付かないはずはないのです。  
從つて、以上三點について、第一に、首相は日本の有識階級の世論といふものを踏みにじる結果になるがそれでよいのか、第二に、本法律案によつて首相は何を得ると考へているのか。治安を維持できる——治安は一片の法律などで維持できるものではない。治

二二九

も、日本の官吏、それは非常識というよりも、むしろ法律を守るにおいて、行方において、私は決してその良識を疑わなないものであります。この法案の実施された時においてよくその成績を御覽になれば納得が行くであろうと思ひます。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○堀眞琴君 私は、この被防法案につきまして、法律の限界なかなんぞ治安立法の限界はどこにあるかという問

題、それから法律の濫用は何によつて起るかという問題、並びに国民の自由の限界というものと法律との関係、こゝ

の三点につきまして吉田首相並びに本  
村法務総裁の御所見を伺いたいのであ  
ります。

先ず第一に法律の限界なканずく治  
安立法の限界であります。もとくこの  
法案の目的とするところの破壊活動

が現實に存在する、そのことによつて生ずる危険と、並びにこれを取締るために

この法案を出すことによつて生ずるところの危険、この二つの危険について一体どのように根本的に考えておられる

のか。政府の説明によりますという  
と、現実の危険を強制的な権力で以て  
これを解決しようというように窺われ

るのであります。併しながら、その危険の原因は、先ほど来、各議員、同僚

の諸君によつて指摘されましたように、極めて深いところに根ざしておる

ものでありまして、国民生活の窮迫化、そこに主たる原因があることは言うまでもありません。これは言い換えるならば政策の貧困ということであり、而も、更にそれに加えて、最近の政治の反動化、ファシショ化ということが挙げられまして、より根本的には現在の資本主義制度の矛盾というところが挙げられるのでありまして、このように、現実の危険の原因というものは社会生活の根柢に根ざしておるものでありまして、これを政府の考えのように強制的な権力で以て果して解決ができるかどうか。而もこの社会生活の根本に植たわる原因から生ずるいわゆる現実の危険に対して、この法案を出すことによって個人の基本的な権利が侵害されるその危険、いずれがより大であるかということ、我々は考えてみなければならぬ。若し政府の言うように、権力の行使によつて飽くまでもこれを取締るといふことになれば、これ又各議員の指摘されましたように、我々の社会生活は窒息せざるを得ないのであります。従つて、権力の行使を認めるような法律が如何に制定されようとも、それによつて社会悪は排除されるどころか、ますます社会生活を困難ならしめる。その惡を一層強化するということは、火を見るよりも明らかなことである。社会の福祉、社会の正義を決定するものは権力や法律ではありません。これを決定

するものは飽くまでも自由な意思の表白によるところの理論の闘争によつて得られるものだと見なければならぬのであります。従つて法律の限界もおのずからそこになければなりません。我々はその意味におきまして、この現実のいわゆる危険、それを取締ることによつて生ずるところのより一層大なるところの危険、これをどのように吉田首相並びに木村法務総裁はお考えになつておるか。それを先ず第一にお尋ねしたいのであります。

第二に、法律の濫用についてであります。只今吉田首相は、この破防法の濫用については十分注意をするという御答弁をなすつております。どの法律でも濫用の絶対ないという法律はありません。従つて、法律案の立案者は、常にその濫用に対しては十分これを警戒する旨答弁いたしておるのであります。早い話が、例の治安維持法の発案に当りまして、時の政府当局者は、いづれもこれが濫用については十分に警戒する旨を述べておるのであります。が、羽仁君も指摘されましたように、治安維持法が、その濫用の極は、法の対象であるところの犯罪事実ばかりでなく、更にそれが拡張解釈されて濫用を来たしたことは、我々のまだ忘れることのできないところの事実であります。治安立法の場合におきましては、その治安立法の機能を徹底的に果すとするならば、結局現在の秩序そのもの

を破壊するという結果になるということは、これは我々としても十分注意して見なければならぬと思つてあります。いま治安維持法のお話を申し上げます。治安維持法が濫用されたのは、その治安維持法の中に、濫用されることとが治安維持法そのものの性格としてあつたがために、結局その法が無限に濫用され、社会に忌むべき事実を生じたものと言わなければならぬのであります。今日の社会は極めて深刻な危機の中にありと想われます。このようなときに當りまして、若しも濫用を予想されるところのこのような治安立法が行われるとするならば、その危険は極めて大であり、恐らくは強い反響に會うことも予想されないではありません。そうなりましたならば、却つて法律の濫用によつてその社会は破壊へと導かれて行くということも我々としては十分予想できるのであります。この意味におきまして、法律の濫用に対して、ただ單に十分にこれを戒めるといふだけでは、この法律の濫用といふものを防ぐことはできないのであります。果して具体的にこの法律の濫用に對して首相並びに木村法務総裁はどのように考えておられるか。これを承わりたいと思つてあります。

最後に、国民の自由との關係であります。法律は言うまでもなく、何々せよとか、何々をしてはならぬと、こういう命令、禁止として現われておるものであります。この何々せよという命令、何々をしてはならぬという禁止の幅、その中間領域に国民の自由といふものが設けられるのでありまして、その幅が大きければ大きいほど国民の自由は大である。その幅が狭ければ狭いほど国民の自由は少いという結果になる。近代国家が、例の夜警国家として、国民の行動に對してできるだけの幅を大にせよということを主張したことは、皆さんもすでに御承知だろふと思ひます。更に、この命令、禁止、何々せよ、何々をしてはならぬというこの命令なり禁止なりは、国民の同意と納得の下に作られていなければなりません。若しこの、してはならないという禁止、何々せよという命令というものが、国民の同意なり納得の下に作られておらないとするならば、これこそ我々の自由は何ら法律によつて保障されないのと同じ結果になると申さなければなりません。従つて我々としては、この法律におけるこの命令と禁止の幅、つまり国民の自由の程度、この程度について一併首相や法務総裁はどのように考えておられるか。特に禁止の法は禁止される対象ができる限り明確に規定されておらなければならぬのであります。ところが、この破防法案によりまして、その規定が極めて明確を欠いておるのであります。そうなりますといふと、これによつて生ずるところの刑罰に對するところの恐怖、禁止事項によつてそれ自身に及ぼされるところの恐怖といふものは、全く恐ろしい結果を招くのではないか。この法案自身が国民の自由権の完全な抑圧としての役割しか果たさないという結果にならざるを得ないと思つてあります。社会生活の秩序を維持するためには、治安立法は最小限度でなければなりません。ましてや、それが個人の基本的な権利を制限する場合におきましては、その対象となる活動が現実的であり、且つ危険の差迫つてゐる場合に限られなければなりません。国民の自由をこのような法案によつて制限することとは、結局我々の基本的人権を全く抑圧するものであり、延いてはファシズムへの途を開くものである、こう申しても過言ではないと思つてあります。

以上の三点について首相並びに法務総裁の御答弁を伺ひ、それについて重ねて再質問をいたすつもりであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君答へ、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) 答へをいたします。現実の危険は、現在破壊暴力行為の現存しておることは、今日これまで申ししたところによつて明らかでありまして、この危険を防止するために破防法なるものを制定せんといたすのであります。

法律が濫用せられる、濫用せられると言はるるが、法律は濫用するために



昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

○議長(佐藤栄作君) 堀真琴君。

〔堀真琴君登壇〕

できておるのではないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)行政官が若し濫用した場合には、先ほど申しした通り、十分この法律の適用については、その主任官において、或いはその当該官憲において十分注意せしめるといふことを申しておるのであります。而もこれが濫用せられた場合には司法処分、救済もあるものであります。故に、この法律が直ちに濫用せられる、救済方法がないとお考えになるのは、これは間違ひであります。(拍手)

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。現在各所に行われております破壊的暴力行為は、異なる生活不安から生じたものではございません。これは或る種の背景を持つた恐るべき私的暴力破壊行為であると考へておるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)これを防止することは、日本の民主国家を建設する上において最も必要欠くべからざるものであると考へております。本法案におきましては、この内地の治安を確保するために最小限度にとどめておるのであります。この法案をお読み下されば、その限度はおのずから明らかであらうと考へております。(「余り広過ぎるのだよ」と呼ぶ者あり、拍手)

〔堀真琴君発言の許可を求む〕

のは一役人に過ぎません。法律的な知識も社会的な常識も十分に備へた役人であるならばいざ知らず、殆んど警察官とひとしいような、そういうような一属僚によつてこれが運用されるということになるならば、その害や思ふべきであります。我々は、而も、それが治安立法である、我々の基本的な権利を飽くまでも抑圧するものであるというところにおいて、その害や全く極まれりと言わざるを得ないのであります。この点についてもう一度重ねて吉田首相並びに法務総裁の御答弁を煩わしたいのであります。(「答弁の必要なし」「やれ」と呼ぶ者あり)

〔国務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。私の答へは前言を以て盡きていますと考へますから、重ねて答へいたしません。(「盡きていない、盡きていない」「党大会じゃないぞ」と呼ぶ者あり)

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村篤太郎君) しばしば繰返して申します通り、この法案は日本の国内治安を確保するためであります。(「治安とは何だ」と呼ぶ者あり)国内治安の確保といふものは、日本の建設について最も必要欠くべからざるものであります。これがためには必要最小限度のことをやらなくちゃならぬ。この法案に繰り込んだのは即ち確保の

ための必要最小限度のものであるといふことを御理解願ひたいのであります。

○議長(佐藤栄作君) 衆議傳一君。

〔衆議傳一君登壇、拍手〕

〔とどめを刺せ〕「しつかりやれ」と呼ぶ者あり、その他発言するもの多し

○衆議傳一君 私は日本共産党を代表して、吉田総理に對し、先ず第一に破壊法の性質について質し、これが日本国憲法の停止であり、而もアメリカの軍事的植民地としての憲法の停止であることを指摘したいのであります。

(「その通り」「何を言つてゐるのだ」「癡言を言うな」と呼ぶ者あり)而もこれは破壊法が制定されてから始まるものではなく、現に行われてゐるということであります。(「その通り」「質問か」と呼ぶ者あり)例えば、去る五月一日のメーデーの日に、人民広場において、警察官は折敷の姿勢で日本人民に向つてピストルの水平射撃を行い、これが写真に、映画に撮影され、全世界で公開されておるといふ事實は、日本警察の歴史においては勿論、世界の革命の歴史においても見ないところであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)若しかかる事柄が仮にアメリカやイギリス本国で行われたとしたら、米英の世論はどうだつたでしょう。政府は恐らく一溜りもなく潰れておつたに相違ありません。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)然るに、日本では、冷然

としてこれが行われているのみか、木村法務総裁はまだやり足りないと言つておる始末であります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)私は吉田総理に尋ねたい。これがアメリカの軍事的植民地になつた祖国日本の悲惨な姿ではないか。そうして、破壊法こそは、この現実の事態を合理化し、一層強化しようとする政府の魂胆であると断ぜざるを得ないが、総理の所見はどうであるか。

第二に伺いたい点は、この破壊法が、米駐留軍の軍機保護法ともいふべき刑事特別法と相持つて、アメリカ占領制度を継続し強化しようとするものである点であります。(「その通り」「討論か」と呼ぶ者あり)政府は、この法案の目的は「基本的秩序の破壊の防禦」であると言つておられますが、それでは総理にお尋ねしよう。政府がこの法律によつて防禦しようとしてゐるところの基本的秩序とは果して何でありましょうか。(「ここは密着じゃないよ」と呼ぶ者あり)それはアメリカ軍事占領の秩序であり、日本国民を奴隷にする秩序であり、売国奴を人民の反撃から擁護しようとする秩序であります。この秩序を破壊しないで日本の独立がどこにあると言ふのでしうか。従つて、国を愛する大多数の国民が(「君は愛すのか」と呼ぶ者あり)この秩序に対する反撃のために立ち上ることは、当然憲法で保障された日本国民の権利で

あります。(その通りだ)でたらめなことを言うじない(と呼ぶ者あり)然るに、国を売つて贅を盡し、人民の反響を戦々兢兢として恐れておる臆病な吉田総理以下閣僚一握りの諸君は、(笑聲)これを弾圧するための法規(よく聞いておけ)と呼ぶ者あり、破防法なしには、一夜といえども枕を高くして眠れなくなつて来た。(その通りだ)と呼ぶ者あり、そこで政府は、憲法も国会法も無視して、気に入らない人物をやつつけて来た。例えば我が参議院において、十五万二千票の東京都第一位の高点を得票によつて公選された議員細川嘉六を逮捕し、追放し、議席剝奪の暴挙をあえてしておるが、これはまさに民主主義の虐殺であり、(その通りだ)と呼ぶ者あり、東條さえもやらないかつた国会破壊の暴挙であります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、拍手)吉田総理に若し一片の政治的良心があり、若し良心があつて答えられるものなら、こゝで答えてもらいたいのではありません。併し、恐らく答えることはできません。(答える必要なし)と呼ぶ者あり、細川の例を挙げるまでもなく、このような暴挙は全国津々浦々に充ち満ちており、破防法こそは占領制度下のファシズム的な暴圧を強行せんとするものであり、これに対する国民の反響は、今や労働者、農民、学生、市民を先頭として澎湃として起りつつあるの

であります。(うしろに共産党ありと呼ぶ者あり)吉田総理は果してこの反響の大勢力を一片の法律破防法で食い止められると、心の底からさうに信じておるかどうか、お答え願ひたいのであります。(つまらない質問はよせよ)みつともないぞ(と呼ぶ者あり)第三にお尋ねしたいことは、以上のような事情にもかかわらず、政府はあらゆる謀略を以て破防法の参議院通過に狂奔して参つたのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、例えば、いわゆる参議院工作と呼ばれますところの緑風会、民主クラブの襲撃に始まつて、四回に亘る会期の延長、(ぶさけるな)と呼ぶ者あり、国会の門を真つ直間から鎖して武装警官で守り、(あれは何だ)と呼ぶ者あり、傍聴券を制限して国民の輿論を封殺するのみか、佐藤参議院議長をおどし或いはすかして、この悪法の通過を強行しているが、その原因はどこにあるのか。(共産党にあり)と呼ぶ者あり、それは、例えば英海軍の呉市における暴行問題と労働者のストライキ、アメリカ軍による富士山を占領しようとするところの(笑聲)暴挙に対する国民的反抗、岡條約と行政協定による政府の悪政が今や至る所で破綻し、窮乏から立ち上る国民の反響が日一日と強化されて来るので、政府はアメリカ戦争屋の手先として、この窮乏した国民を弾圧しつつ、アメリカのもくろむ破滅的な戦争へ追い込まん

がためでございます。(その通りだ)と呼ぶ者あり)

(議長退席、副議長着席)

一体、暴力的破壊と言ふが、(よく聞け)と呼ぶ者あり、米軍が一日にして六十万キロの水電発電所その他を破壊した例を引くまでもなく、暴力的破壊の最大なものとは戦争であります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、拍手)従つて、若し政府が(様を正せ)と呼ぶ者あり、日本民族と国土を愛し、真に破壊を防止しようとするならば、政府は戦争防止のあらゆる努力をなすべきであります。然るに、事実は全く逆で、政府は、戦争に反対し民族の独立と自由を守る国民の基本的人権を奪うために、破防法を暴力を振つて通そうとしておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)私は、若し総理が、そうでない、自分こそが日本の独立と平和を守るものであると確信するならば、(する)と呼ぶ者あり、こゝで堂々と日本歴史に會つて見ない国民の大反響を食つておるとこの破防法を撤回し、(その通り)と呼ぶ者あり、国会を解散し、(共産党を追放し)と呼ぶ者あり、笑聲)民主的に国民の世論を聞くべきであると考へるがどうか。果して吉田総理にその勇氣と確信がありや否や。これをお尋ねするものであります。

いま一点は、これは小野法務總裁の明快な答弁を得たいのであります。

(笑聲、小野法務總裁はいないぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)去る六月十一日午後、国会議員その他を多数入れながら、一部の国会議員を強制的に閉め出して、法務委員会を秘密会の形で開催したことでありましたが、この秘密会は、新聞報道によりまして、特審局の秘密予算の使用状況、調査活動の実態等が明らかにされ、一年に約一億五千万円の調査費が特審局に支出されておると、(どこでスパイして来た)と呼ぶ者あり、その他を明らかにしておりました。日本国民をスパイしておる特審局の調査費、又そのうち情報提供者の月七百万円に上る報償金、スパイ費の内容については、これは報告してないのではありません。(君の言論はスパイか)と呼ぶ者あり、法務委員会の秘密会は議員を閉め出して行われましたが、これは極めて重大であります。憲法第四十三條によつても明らかになごとく、国会議員は国民の代表であります。特審局の報告を、一部党派の議員を閉め出して行ふことが許されるかどうか。このような権限を法務委員会に一体全体から與えられたものであるか。秘密会の全内容と議員を閉め出した理由をこゝで明快に御発表願ひたいのであります。(はつきりせい)又やれ(と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

は外国の共産主義國の指導によつて行われたものと政府は認めるのであります。(笑例を示せ)と呼ぶ者あり、この故に破防法を法律化することが必要と考へるのであります。(それこそ暴動じやないか)と呼ぶ者あり、アメリカの植民地にはなつておりませんが、やがてどこか共産主義國の植民地にならんことを恐れて、政府は極力これを防止せんとしておるのであります。(名答弁)と呼ぶ者あり、拍手)

又細川嘉六君その他の逮捕について云々……国民はこれに対して非常な反響と言ひますが、むしろ共産党諸君の行為によつて国民は共産党が甚だ國家に害あることを認めて、破防法制定の一日も早からんことを希望しております。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)

○副議長(三本治朗君) 小野法務委員長。

〔小野義夫君登壇、拍手〕

○小野義夫君 お答えいたします。法務委員会におきましては、全員の御賛同の下に秘密会を開いたのでござります。(速記録はあるか)と呼ぶ者あり、秘密会の内容につきましては、かかる公開の席では発表いたしかねます。お答えいたします。(速記録があるか)と呼ぶ者あり、拍手)

○兼岩傳一君 再質問いたしたいのであります。

○副議長(三本治朗君) どうぞ。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

○兼岩傳一君 只今の吉田総理の質問につきまして……(笑聲)答弁につきましては、あとにいたしまして、法務委員長が御答弁は甚だ誠意を欠くのであります。私のお尋ねしておるのは、委員会が勝手に多数決で決めれば何でもできるということではなくて、これは憲法並びに国会法を基礎としない限り、そういう多数決は何らの根拠を持たないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)私が指摘したのは、憲法第四十一條、第四十三條によつて明らかに国会議員は国民の代表である。この国会議員を強制的に、多数決で一方において閉め出しておつて、他方において国民の代表でもない国会の議員その他を入れておる。而もこの秘密会の内容が、ここに私は六月十二日の朝日新聞の切抜きを持つて来ておりますが、詳細に相当部分……これが全部であるかどうかは知りませんが、相当な部分がそのまま発表されている。こういう一方において憲法に違反した行為を委員会がとられておりながら、委員会の多数を以てこれをやつたのだというふうな、そういう御答弁では、民主的な国会では通用しないのであります。(多数意見だよ、それ以外には方法ないじゃないか」と呼ぶ者あり)多数決でやる以外に何も無いというふうな程度、頭の低い程度(笑聲)考へて委員会を運営されることは、小野委員長長については僕は無いと考へますの

で、再度この点の明確な御答弁をお願いいたします。(全会一致でやつたのだ」と呼ぶ者あり)それから吉田総理大臣の御答弁は、いつもながら甚だ以て傲慢不遜であります。(「どちらが傲慢だ」答弁の要なし「お前のほうだ」と呼ぶ者あり)どちらが傲慢であるかどうかは、国民の前に、議員から尋ねられたことを誠意を以て答えるかどうかにあるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)私はもう一度三点を繰返しますが、一点と二点は、どうにか極めて曲げられた傲慢な形で答えておられますが、細川に対する政府の暴挙については全然答えていない。又、破壊法を撤回し、国会を解散し、民主的な国民の輿論を聞くべきであると考へるかどうかという点については、まだお答えになつていない。私はこのお答えを聞いて、もう一度、総理に対して質すべき点を持つてゐるのであります。(答弁の要なし「何で無用だ」答弁々々」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。破壊法は撤回いたしません。国会は解散する必要を認めません。(笑聲、「自由党の中で解散したがつてますよ」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 小野法務委員長。(小野義夫君登壇、拍手)

○小野義夫君 お答えいたします。兼岩君は多数を以てとおつしやつたけれども、全員一致で秘密会をきめた次第であります。ただ日本共産党の諸君が一人もおられなかつたことは誠に遺憾であります。(笑聲、拍手、「何だそれは」と呼ぶ者あり)

○兼岩傳一君 再質問したいと思ひます。

○副議長(三木治朗君) 兼岩傳一君。(兼岩傳一君登壇、拍手)

○兼岩傳一君 法務委員長の答弁は問題にするに足りませんので、(「よせよ」と呼ぶ者あり)最後に私は破壊法のもたらす惨禍について一言して、吉田総理の所信を賛したいのであります。(よく聞いておけ」と呼ぶ者あり)破壊法が強制的に国会を通過いたしました将来、これが如何なる惨禍を日本国家に持ち来たらすであろうか、殷鑒遠からず、国連の報告を基礎として御報告申し上げますが、韓国の破壊法ともいふべき国家保安法が四年前に制定されておりますが、それから僅か七カ月の間に約十

万の韓国人が投獄されておられ、その中には、多数の少年少女、小学生さえ入つており、最後には李承晩かいらい国会の(「運うよ日本は」と呼ぶ者あり)副議長金若水以下十六名の国会議員さえも逮捕投獄されておるのであります。(「日本国会と同じだ」と呼ぶ者あり)日本国民は民族的な体験と(それが質問か」と呼ぶ者あり)本能によつてこの惨禍の来たることを感知しておればこそ、今や澎湃たる反響が行われてお

り、このことを日の先でごまかしておるのはまさに吉田総理そのものであります。(「朝鮮と日本は違ふ」と呼ぶ者あり)彼は、見ても見えず、聞けども聞えず、併しながら、ここにおいて総理が李承晩以上の敗北を避けるためにも、(何を威張つてゐるのだ」と呼ぶ者あり)ここで靜かに国民大衆の意見を聞いて、謙虚に考え直すべき重大な段階が参つておることは、疑う余地がないのであります。(「その通りだ」「共産党何を言う」と呼ぶ者あり)ここで吉田総理は、自分の足許、自由党を見るがよい。本日総理が強引に福永健司君を幹事長に指名したことによつて、(笑聲、「それが何だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)本日の総会に代るべき重大な(「黙れ」と呼ぶ者あり)両院議員総会は大混亂に陥り、林衆議院議長をして(発言する者多し)党内の事態は收拾不可能であると嘆かせております。これは林衆議院議長が新聞に発表しておる言葉である。與党の党内事情においても吉田総理は(議長、注意」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)李承晩と瓜二つに似て来ておるのであります。

○副議長(三木治朗君) 議題を流脱しないようお願いします。

○兼岩傳一君(続) 国民大衆の意見のみならず、靜かに自己の党内をも反省され、聞くべきを聞き、決意すべきを決意すべき重大な段階であることを指摘し、恐らくこの質問に対しては答弁不能と思ひますので、あえて私は(答弁の要なし」と呼ぶ者あり)答弁を求めないのであります。(笑聲)

○副議長(三木治朗君) これにて原案に対する質疑は結局いたしました。

○副議長(三木治朗君) 三案に對し、中山福藏君はか一名より、成規の賛成者を得て修正案が提出されております。この際、修正案の趣旨説明を求めます。中山福藏君。

(「原案は採みくちやだぞ、しつかりしろ」と呼ぶ者あり)

破壊活動防止法案に対する修正案の修正案を成規により提出する。

昭和二十七年六月二十日

二二九六

賛成者

早川 愼一 高木 正夫

藤森 眞治 野田 俊作

岡本 愛祐 館 哲二

高橋 道男 石黒 忠篤

西郷吉之助 小野 哲

高瀬莊太郎 赤木 正雄

田村 文吉 徳川 宗敬

杉山 昌作 森 八三二

木下 辰雄 竹下 豊次

結城 安次 堀越 儀郎

藤野 繁雄 河井 彌八

高田 寛 梅原 眞隆

加藤 正人 常岡 一郎  
 柏木 庫治 新谷寅三郎  
 波多野林一 伊藤 保平  
 楠見 義男 小宮山常吉  
 小林 政夫  
 参議院議長佐藤尚武殿

破壊活動防止法案の一部を次の  
 ように修正する。

目次中(第一條—第三條)を(第一  
 條—第四條)に、(第四條—第九  
 條)を(第五條—第十條)に、(第  
 十條—第二十五條)を(第十一條—  
 第二十六條)に、(第二十六條—第  
 三十三條)を(第二十七條—第三十  
 四條)に、(第三十四條—第三十六  
 條)を(第三十五條—第三十七條)に、  
 (第三十七條—第四十三條)を  
 (第三十八條—第四十五條)に改め  
 る。

第一條の次に次の一條を加える。

(この法律の解釈適用)

第二條 この法律は、国民の基本的  
 人権に重大な關係を有するもので  
 あるから、公共の安全の確保のた  
 めに必要な最小限度においてのみ  
 適用すべきであつて、いやくも  
 これを拡張して解釈するようなこ  
 とがあつてはならない。

第二條第一項中「前條」を「第一條」  
 に、「必要且つ相当な限度」を「必要  
 な最小限度」に改め、「思想」の上に  
 「いやくも権限を逸脱して、」を加  
 え、同條を第三條とする。

第三條第一項第一号を次のように  
 改める。

一イ 刑法(明治四十年法律第四  
 十五号)第七十七條(内乱)、  
 第七十八條(内乱の予備、陰  
 謀)、第七十九條(内乱等の幫  
 助)、第八十一條(外患誘致)、  
 第八十二條(外患援助)、第八  
 十七條(外患誘致及び外患援  
 助の未遂)又は第八十八條(外  
 患誘致及び外患援助の予備、  
 陰謀)に規定する行為をなす  
 こと。

ロ この号イに規定する行為の  
 教唆をなすこと。

ハ 刑法第七十七條、第八十一  
 條又は第八十二條に規定する  
 行為を実行させる目的をもつ  
 て、その行為のせん動をなす  
 こと。

ニ 刑法第七十七條、第八十一  
 條又は第八十二條に規定する  
 行為を実行させる目的をもつ  
 て、その実行の正当性又は必  
 要性を主張した文書又は図画  
 を印刷し、頒布し、又は公然  
 揭示すること。

ホ 刑法第七十七條、第八十一  
 條又は第八十二條に規定する  
 行為を実行させる目的をもつ  
 て、無線通信又は有線放送に  
 より、その実行の正当性又は  
 必要性を主張する通信をなす  
 こと。

同條第二項第二号中「反対するため」  
 を「反対する目的をもつて」に改め、  
 同号を次のように改める。

ヌ この号イからリまでに規定  
 する行為の予備、陰謀若  
 しくは教唆をなし、又はこの号  
 イからリまでに規定する行為  
 の一を実行させる目的をもつ  
 てその行為のせん動をなすこ  
 と。

同條第二項第三号とし、第一項  
 の次に次の一項を加え、同條を第四  
 條とする。

2 この法律で「せん動」とは、特定  
 の行為を実行させる目的をもつ  
 て、文書若しくは図画又は言動に  
 より、人に對し、その行為を実行  
 する決意を生ぜしめ又は既に生じ  
 ている決意を助長させるような勢  
 のある刺激を與えることをいう。

第四條第一項第二号中「頒布し、  
 又は頒布する目的をもつて所持す  
 ること」を「又は頒布すること」に改  
 め、同條を第五條とする。

第五條を第六條とする。  
 第六條中「第四條」を「第五條」に、  
 「第三條」を「第四條」に改め、同條第  
 二号中「せん動して」を「これを実行  
 させる目的をもつて人をせん動し  
 て」に改め、同條を第七條とする。  
 第七條を第八條とし、第八條を第  
 九條とする。

第九條第一項及び第二項中「第六  
 條」を「第七條」に改め、同條を第十  
 條とする。

第十條中「第四條第一項及び第六  
 條」を「第五條第一項及び第七條」に  
 改め、同條を第十一條とする。

第十一條を第十二條とし、第十二  
 條を第十三條とする。

第十三條中「審理官」を「受命職員」  
 に改め、同條を第十四條とする。

第十四條第四項中「審理官」を「受  
 命職員」に改め、同條を第十五條とす  
 る。

第十五條中「第十三條」を「第十四  
 條」に、「審理官」を「受命職員」に、  
 「審理」を「弁明の聴取」に改め、同條  
 を第十六條とする。

第十六條第一項中「審理官」を「受  
 命職員」に改め、同條第二項中「第十  
 三條」を「第十四條」に改め、同條を  
 第十七條とする。

第十七條中「審理官」を「受命職員」  
 に改め、同條を第十八條とする。

第十八條中「第十一條」を「第十二  
 條」に、「第十條」を「第十一條」に改  
 め、同條を第十九條とする。

第十九條第一項中「第十條」を「第  
 十一條」に、「第四條第一項又は第六  
 條」を「第五條第一項又は第七條」に  
 改め、同條第二項中「証拠で取り調  
 べたもの」を「すべての証拠」に、「第  
 十六條」を「第十七條」に改め、同條  
 を第二十條とする。

第二十條を第二十一條とする。

第二十一條第二項中「前項」を「第  
 一項」に改め、同條第三項中「第六  
 條」を「第七條」に、「第四條」を「第五  
 條」に改め、同條中第二項を第五項  
 とし、第三項を第六項とし、第一項  
 の次に次の三項を加える。

2 公安審査委員会は、前項の取調を  
 するため、左の各号に掲げる処分  
 をすることが出来る。

一 關係人若しくは参考人の任意  
 の出頭を求めて取り調べ、又は  
 これらの者から意見若しくは報  
 告を徴すること。

二 帳簿書類その他の物件の所有  
 者、所持者若しくは保管者に對  
 し、当該物件の任意の提出を求  
 め、又は任意に提出した物件を  
 留めておくこと。

三 看守者若しくは住居主又はこ  
 れらの者に代るべき者の承諾を  
 得て、当該団体の事務所その他  
 必要な場所に臨み、業務の状況  
 又は帳簿書類その他の物件を検  
 査すること。

四 公務所又は公私の団体に對  
 し、必要な報告又は資料の提出  
 を求めること。

3 公安審査委員会は、相当と認め  
 るときは、公安審査委員会の委員  
 又は職員に前項の処分をさせるこ  
 とができる。

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の続)

4 公安審査委員会の委員又は職員

は、第二項の処分を行うに当つて、関係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

同條を第二十二條とし、第二十二條及び第二十三條をそれぞれ一條ずつ繰り下げる。

第二十四條第一項第二号中「第四條第一項又は第六條」を「第五條第一項又は第七條」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十五條を第二十六條とする。

第二十六條中「規制に關し、」の下に「第三條に規定する基準の範圍内において、」を加え、同條を第二十七條とする。

第二十七條を第二十八條とし、以下第三十一條まで順次一條ずつ繰り下げる。

第三十二條第一項中「第三十條」を「第三十一條」に改め、同條を第三十三條とする。

第三十三條を第三十四條とする。

第三十四條中「第四條第一項又は第六條」を「第五條第一項又は第七條」に改め、同條を第三十五條とする。

第三十五條を第三十六條とし、第三十六條を第三十七條とする。

第三十七條を次のように改める。

(内乱、外患の罪の教唆等)

第三十八條 刑法第七十七條、第八

十一條若しくは第八十二條の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてその罪のせん動をなした者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 刑法第七十八條、第七十九條又は第八十八條の罪の教唆をなした者

二 刑法第七十七條、第八十二條又は第八十二條の罪を實行させる目的をもつて、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図面を印刷し、頒布し、又は公然掲示した者

三 刑法第七十七條、第八十二條又は第八十二條の罪を實行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなした者

3 刑法第七十七條、第七十八條又は第七十九條の罪に係る前二項の罪を犯し、未だ暴動にならない前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十八條中「反對するため」を「反對する目的をもつて」に、「又は第二百三十六條」を「若しくは第二百三十六條」に、「教唆又はせん動」を「若しくは教唆をなし、又はこれ

らの罪を實行させる目的をもつてするその罪のせん動」に改め、同條を第三十九條とする。

第三十九條中「反對するため」を「反對する目的をもつて」に、「教唆又はせん動」を「若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてするその罪のせん動」に改め、同條を第四十條とする。

第四十條を第四十一條とする。

第四十一條中「第七條又は第八條」を「第八條又は第九條」に改め、同條を第四十二條とする。

第四十二條中「第四條第二項又は第五條」を「第五條第二項又は第六條」に改め、同條を第四十三條とする。

第四十三條中「第十四條」を「第十五條」に改め、同條を第四十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(公安調査官の職務濫用の罪)  
第四十五條 公安調査官がその職務を濫用し、人をして義務のないことを行わせ、又は行ふべき権利を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

附則に次の一項を加える。

6 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第一項中「刑法第百九十三條乃至第百九十六條」の下に「又は破壊活動防止法(昭和

二十七年法律第 号)第四十五條」を加える。

公安調査庁設置法案に対する修正案  
右の修正案を正規により提出する。  
昭和二十七年六月二十日  
発議者

賛成者  
早川 慎一 高木 正夫  
藤森 眞治 野田 俊作  
岡本 愛祐 館 哲二  
高橋 道男 石黒 忠篤  
西郷吉之助 小野 哲  
高瀬莊太郎 赤木 正雄  
田村 文吉 徳川 宗敬  
杉山 昌作 森 八三一  
木下 辰雄 竹下 豐次  
結城 安次 堀越 儀郎  
藤野 繁雄 河井 彌八  
高田 寛 梅原 眞隆  
加藤 正人 常岡 一郎  
柏木 庫治 新谷寅三郎  
波多野林一 伊藤 保平  
楠見 義男 小宮山常吉  
小林 政夫

参議院議長佐藤尚武殿  
公安調査庁設置法案の一部を次のように修正する。  
第七條第十二号中「審理」を「弁明の聴取」に改める。

第八條及び第九條中「第三條」を「第四條」に改める。

公安審査委員会設置法案に対する修正案  
右の修正案を正規により提出する。  
昭和二十七年六月二十日  
発議者

賛成者  
早川 慎一 高木 正夫  
藤森 眞治 野田 俊作  
岡本 愛祐 館 哲二  
高橋 道男 石黒 忠篤  
西郷吉之助 小野 哲  
高瀬莊太郎 赤木 正雄  
田村 文吉 徳川 宗敬  
杉山 昌作 森 八三一  
木下 辰雄 竹下 豐次  
結城 安次 堀越 儀郎  
藤野 繁雄 河井 彌八  
高田 寛 梅原 眞隆  
加藤 正人 常岡 一郎  
柏木 庫治 新谷寅三郎  
波多野林一 伊藤 保平  
楠見 義男 小宮山常吉  
小林 政夫

参議院議長佐藤尚武殿  
公安審査委員会設置法案の一部を次のように修正する。  
第四條中「四人」を「六人」に改める。



第十一條第一項中「二人」を「三人」に改める。

附則第三項中「それぞれ一年、二年及び三年」を「二年」に改める。

〔中山福藏君登壇、拍手〕

○中山福藏君 私は只今上程中の破壊活動防止法案はか二案の修正案提出者といたしまして、修正の重点及びその理由を概説したいと存じます。

先ず第一に、本法は国民の基本的人權に重大なる關係を有するものでありますから、公共の安全確保のため必要な最小限度においてのみこれを適用すべきは勿論であります。みだりに拡張解釈するがごときことは嚴にこれを戒めなければならぬであります。よつて第二條に、この法律の解釈適用

の限度を定め、第三條中に、この法律による規制及び規制のための調査は、第一條に規定する目的を達成するため、最小限度においてのみこれを行い、いやしくも権限を逸脱して、憲法に保障せられたる思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう、最大の関心をここに集中した次第であります。故に、この規定は單なる訓示規定ではなく、その違反に対しては裁判所に提訴し得るのみならず、その拡張解釈が故意に職権濫用として行われ、人をして義務なきことを行わし

めたような場合には、修正案第四十五條によつて、刑法第百九十三條の一般

公務員の瀆職罪に関する刑罰よりこれを重く処罰することとし、なお原案第三條に表示されたる暴力主義的破壊活動の行為に対する規定を第四條とし、

進んで日本現下の特殊事情に鑑み、本法案の完備を期する意味において、外患に対する行為と、有線放送及び無線通信により刑法第七十七條、第八十一條又は第八十二條に規定する行為を實行させる目的を以てその実行の正当性又は必要性を主張する通信をなす行為を処罰の対象とし、内乱、外患に対する行為の予備、陰謀の扇動はこれを罰せないこととし、文書の所持は処罰の対象よりこれを除外したのであります。

なお、この点に関する修正は最も重要な部分でありますので、一応御参考のためその前段をかいつままで朗読してみたいと思うのであります。

第四條、この法律で「暴力主義的破壊活動」とは左に掲げる行為をいう。

一イ 刑法第七十七條（内乱）、第七十八條（内亂の予備、陰謀）、第七十九條（内亂等の幫助）、第八十一條（外患誘致）、第八十二條（外患援助）、第八十七條（外患誘致及び外患援助の未遂）又は第八十八條（外患誘致及び外患援助の予備、陰謀）に規定する行為をなすことと。

ロ この号イに規定する行為の數  
 駿をなすこと。

ハ 刑法第七十七條、第八十一條  
又は第八十二條に規定する行為を  
実行させる目的をもつて、その行  
為のせん動をなすこと。

又は第八十二條に規定する行為を、その実  
行させる目的をもつて、その実  
行の正当性又は必要性を主張した文書又は  
文書又は図面を印刷し、頒布し、  
又は公然揭示すること。

ホ 刑法第七十七條、第八十一條又は第八十二條に規定する行為を實行させる。目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなすこと。

以上であります。

原案第三條二を本修正案におきましては第四條二とし、原案に記載せられ

推進し、支持し、又はこれに反対する  
ため」となつておつたのを「反対する  
目的をもつて」と改め、又原案第三條二  
のヌを第四條の二のヌとし、これを  
の号イからりまでに規定する行為  
一の予備、陰謀若しくは教唆をなすこと  
又はこの号イからりまでに規定す  
る行為の一を實行させる目的をもつて  
その行為のせん動をなすこと。」と改

進んで本修正案第四條2中に新たに  
扇動の性格を明らかにし、

この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に對し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を與えることをいう。

と規定いたしました。(笑聲)

この際、特に申渡したいことは、本修正案には、内乱及び外患の予備、陰謀の扇動の場合を除外したのでありますが、これは一に取締の行き過ぎと考へた結果でありますして、學者、文化人を初め、一般大衆の要望を取り入れた次第であります。

叙上のごとく、原案第三條第一項第一号の暴力主義的破壊活動に、新たに外患罪及び有線放送、無線通信による内乱、外患等の実行の正当性又は必要性の主張の通信の場合を加えたゆえんに

のものは、外国に通謀して日本国に對し武力を行使するに至らしめ、又は日本国に對し外國より武力の行使ありたるとき、これに與してその軍務に照し、その他これに軍事上の利益を與へるがごとき非國民的事態に對応したものであります。

原案第三條第一項第二号の「反對するたゞめ」を「反對する目的をもつて」としたのは、單に「たゞめ」というより「目的をもつて」としたほうが、行為の主体的をもつて」としたほうが、行為の主

親的な意欲が明らかに打ち出さるるからであります。

又原案第三條第一項第二号々の規定において「せんだ」の上に「実行」させる目的をもつてその行為の」という言葉を挿入したのは、扇動をなす場合の主観的な意欲を明確にすることができるところからであります。

又修正案第三條第二項に扇動を定義し、以てその拡張濫用の弊を避け、一般の危惧を除去することにいたした次第であります。

その他公安調査庁長官の指定にかか  
る公安調査庁の職員を「審理官」と呼ぶ  
とあつたのを「受命職員」という名称に  
改めました。

又原案第二十一條の記載事項を本修正案においては第二十二條に規定し、その中に新たに三項を設け、以下の通り追加いたしました。即ち

2 公安審査委員会は、前項の取調をするため、左の各号に掲げる処分をする事ができる。

一 関係人若しくは参考人の任意

の出頭を求めて取り調べ、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の任意の提出を求め、又は任意に提出した物件を留めて置くこと。

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号 破壊活動防止法案外二件(前会の説)

一三〇〇

三 看守者若しくは住居主又はこれらの者に代るべき者の承諾を得て、当該団体の事務所その他必要な場所に臨み、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 公務所又は公私の団体に對し、必要な報告又は資料の提出を求めること。

3 公安審査委員会は、相当と認めるときは、公安審査委員会の委員又は職員に前項の処分をさせることができる。

4 公安審査委員会の委員又は職員は、第二項の処分を行うに當つて、關係人から求められたときは、その身分を示す証書を呈示しなければならぬ。

ということでありませう。

更に罰則につきまして、他の犯罪行為のほかに、新たに外患並びに有線放送、無線通信等に関連する追加規定を設けましたので、これらの行為に對してはそれ〴〵懲役及び禁錮刑を以て處むこととし、公安調査官の職務に關しては、冒頭に述べた通り、一般公務員に對する刑法第九十三條の処罰規定より一段と重くこれを取扱ひ、人権蹂躪の根絶を図つたわけでありませう。

本修正案と共に提出いたしました公安調査庁及び公安審査委員会設置法に關する修正案は、お手許に配付されておりますから、これによつて詳細を了

知して頂きたいと存じます。(手許にないよ)と呼ぶ者あり)

思うに、現在我が国における全國民最大の苦悶は、この社会不安を如何に処理すべきかということとございまして、この苦悶解決のために、或る者は

従来の國民性を喚起し、これと同時に日本獲得の風俗習慣を堅持し、建武中興、王政復古時の態度をとるべきであると主張し、或る者は、世界第二次大戰における日本の敗因が、頑迷固陋なりし一部の軍閥、及び帝國憲法を踏み

にじつて、大臣病に浮かされ、これに同調した或る種の欺瞞的政黨政治家、並びに阿諛便佞に至るなかつた御用學者等にあるが、これらを駆逐し、

よつて以て明朗にして平和なる議會政治、民主政治を確立せしむべしと呼号し、又、或る者は、旧來の政治形態、

經濟組織を根柢より覆し、飽くまで全体主義の下に無條件臣制を断行せよと

絶叫する一団があるのであります。(威張れ)と呼ぶ者あり)この場合、我々議會人は、判断を誤まらず、

冷靜公平に、犬牙錯綜、複雑、怪奇、文字通り多岐多端なる内外の情勢を洞察勘案して、國家國民のため百年の方

針を樹立すべき大責任を痛感するのであります。

とす政治方式を採択すべきは、理の當然であります。これによつてのみ日本國民の基本的人權は万代不易のものとなると確言して憚らないのであります。

(「ノー」)と呼ぶ者あり、拍手)諸君、近時、殺人、放火、強盜、汽車、電車の頻覆等、頻々たる社会惡の出現は、一体何を物語つておるか。

(政治の貧困だ)と呼ぶ者あり)我々は其の根源が、或いは外來思想の影響により、或いは衣食住の欠乏により、或

いは政治の貧困により、或いは旧來の階級制度に對する反撥により、或いは人間価値の自覺により、その他、幾多

の原因によつて発生することを知らないのであります。要は、我が國の政治家がこれらの現実的問題と取組んで、眞摯の誠意を傾けて國家の動向を決定し、非凡なる識見と卓越したる

手腕によつて、集團生活の秩序保持に懸命の努力を拂うべきものと私は考

えるものであります。(拍手)申すまでもなく、現在、世界は、イデオロギー

の差異によつて米ソ兩陣營に二分せられ、そのいずれに我が國が加担すべきかの問題も常議的には一応明確にせられておりますけれども、いやくも我

が日本が、新獨立國家として、憲法第九條によつて、武器を放棄して、平和を熱願する以上は、すべからず全世界の國々に対して武装を解き、矛を棄て

て、全世界同胞体制の実現を提唱し、真に世界の平和と人類の福祉に寄與す

べきだと思料するものであります。若しそれ、我が國にして、一度暴力主義的破壊活動の結果、全体主義の洗滌を受けんか、我が國民は擧げて奴隸生活に呻吟せざるを得ないでありません。

(拍手)私どもは、ここに鑑みるところあり、國情安定に至るまで、この破壊法を以て國家社会の安全弁たらしむる必要を認め、適切妥當なる修正を施し、その通過を急願する次第であります。

(羊頭狗肉だ)と呼ぶ者あり)そうでありますけれども、この法律は飽くまで過渡的暫定的措置法でありますから、今日の社会不安が一掃せられたる際は、即時これを廃止すべきであります。

(今廃止すればいい)と呼ぶ者あり)我が總風會が政府原案中の暴動を擧げ、これが全面的削除をなさなかつたのは、(ついでになくし

てしまへ)謹聴)と呼ぶ者あり)且下險に陽に國家機構を根柢より顛覆せよと扇動する不逞の集團を取締らんがため

にはかならないのであります。(拍手)我が國民の一部に、(大いにやりなさい)と呼ぶ者あり)曾つての治安維持法、國家總動員法を背景として、幾多

の人権蹂躪をあえてした過去の官憲のあり方を想起し、今回も又この法によつて、言論、集會、結社、表現等の

自由を彈圧せらるることを危惧し、この法案の撤回を要求する一大運動を展開せられたことは、誠に放なきにあ

らずと思ふのでありますけれども、(拍

手)幸いにして我が日本國憲法は、我が國民に對し、憲法第十一條に日本國民の基本的人權の享有を約束すると共に、主權在民の本旨に則り、國民は全公務員を選定罷免する權限を有するに至り、(その通り)と呼ぶ者あり)万

一、公務員にして不法行為の舉に出でんか、國家又は公共団体は、これに對して損害補償の責に任ずることになつておるのであります。(十六世紀だ)

(その通りだ)と呼ぶ者あり)しかのみならず國民の代表機關たる國會は、斯

じてこの種の非違を看過しないであ

りませう。かかる観点に立脚して、私は、總風會多數の意を体し、不動の信念に基き、世の非難を甘受し、忍びが

たきを忍び、今日の非難は、必ずや時日の経過と共に賞讃の聲に変わるべき日の来ることを確信して、(笑聲)この修正案を提出いたしました次第であります。

(拍手)何とぞ諸君は、(戰爭中の言葉だよ)と呼ぶ者あり)靜かなる愛國の志士を以て自任せられて、(何が志士だ)と呼ぶ者あり)慎重御審議の上、速かに御協賛を賜らんことをお願いして、

降壇する次第であります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 本修正案に對し質疑の通告がありますが、この質疑は明日に譲りまして、本日はこれにて延會いたします。次会は明日午前十時より開會いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後十時三十五分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 議長不信任決議案

二、議員大屋晋三君懲罰の動議

一、議員岩間正男君外十六名懲罰の動議

一、日程第二 破壊活動防止法案

(前会の続)

一、日程第三 公安調査庁設置法案

(前会の続)

一、日程第四 公安審査委員会設置法案(前会の続)

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君  
副議長 三木 治朗君

議員

藤森 貞治君 藤野 繁雄君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
西田 天香君 中山 福蔵君  
徳川 宗敬君 常岡 一郎君  
田村 文吉君 伊達源一郎君  
館 哲二君 竹下 豊次君  
高橋龍太郎君 高橋 道男君  
高瀬莊太郎君 高田 寛君  
高木 正夫君 杉山 昌作君  
新谷寅三郎君 西郷吉之助君  
小宮山常吉君 小林 政夫君  
楠見 義男君 木下 辰雄君  
河井 彌八君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 柏木 康治君

加賀 操君 小野 哲君  
奥 むめお君 岡本 愛助君  
岡部 常君 梅原 眞隆君  
井上なつみ君 伊藤 保平君  
石黒 忠厚君 赤澤 與仁君  
赤木 正雄君 結城 安次君  
山川 良一君 村上 義一君  
森 八三一君 島津 忠彦君  
上原 正吉君 岡田 信次君  
青山 正一君 中川 幸平君  
九鬼紋十郎君 大矢半次郎君  
郡 祐一君 廣瀬興兵衛君  
岡崎 眞一君 楠瀬 常猪君  
加藤 武徳君 城 義臣君  
植竹 春彦君 山本 米治君  
古池 信三君 小杉 繁安君  
山縣 勝見君 石川 榮一君  
木村 守江君 西山 亀七君  
大谷 豊満君 一松 政二君  
深水 六郎君 仁田 竹一君  
草葉 隆圓君 徳川 頼貞君  
左藤 義詮君 大島 定吉君  
黒田 英雄君 小林 英三君  
中川 以良君 川村 松助君  
寺尾 豊君 宮城タマヨ君  
溝口 三郎君 三浦 辰雄君  
堀越 儀郎君 小野 義夫君  
野田 卯一君 重宗 雄三君  
大野木秀次郎君 入交 太蔵君  
宮田 重文君 西川甚五郎君  
宮本 邦彦君 平井 太郎君  
杉原 荒太君 田方 進君  
松本 昇君 秋山俊一郎君

鈴木 直人君 石村 幸作君  
長谷山行毅君 高橋進太郎君  
石原幹市郎君 堀 末治君  
鈴木 恭一君 愛知 葵一君  
安井 謙君 平林 太一君  
長島 銀蔵君 平沼彌太郎君  
竹中 七郎君 菊田 七平君  
小川 久義君 薄淵 春次君  
團 伊能君 滝井治三郎君  
池田宇右衛門君 前之國喜一郎君  
駒井 康平君 林屋龜次郎君  
油井賢太郎君 北村 一男君  
中山 壽彦君 白波瀬米吉君  
岩沢 忠恭君 鈴木 彌平君  
木内 四郎君 栗栖 超夫君  
西田 隆男君 大屋 晋三君  
泉山 三六君 黒川 武雄君  
横尾 龍君 石坂 豊一君  
境野 清雄君 大隈 恒幸君  
木内キヤウ君 谷口弥三郎君  
稻垣平太郎君 成瀬 峰治君  
門田 定蔵君 千葉 信君  
三輪 貞治君 小林 孝平君  
三橋八次郎君 若木 勝蔵君  
中田 吉雄君 小酒井義男君  
栗山 良夫君 梅津 錦一君  
三好 始君 有馬 英二君  
荒木正三郎君 内村 清次君  
羽生 三七君 紅 謙みつ君  
石川 清一君 松浦 定義君  
松原 一彦君 高田なほ子君  
森崎 隆君 吉田 法晴君  
和田 博雄君 山崎 恒君

深川榮左エ門君 岩木 哲夫君  
岩男 仁蔵君 菊川 孝夫君  
岡田 宗司君 河崎 ナツ君  
一松 定吉君 櫻内 辰郎君  
堀本 鎌三君 岡村文四郎君  
小笠原三三男君 木下 源吾君  
金子 洋文君 野濤 勝君  
須藤 五郎君 岩間 正男君  
象岩 傳一君 江田 三郎君  
堀 眞澄君 鈴木 清一君  
岩崎正三郎君 大野 幸一君  
上條 愛一君 千田 正君  
東 隆君 田中 一君  
山田 節男君 齋 武雄君  
大山 郁夫君 羽仁 五郎君  
西園寺公一君 矢嶋 三義君  
村尾 重雄君 永井純一郎君  
吉川末次郎君 カニエ邦彦君  
島 清君 池田七郎兵衛君  
佐々木良作君 小林 亦治君  
松永 義雄君 相馬 助治君  
中村 正雄君 山下 義信君  
赤松 常子君 伊藤 修君  
棚橋 小虎君 波多野 鼎君  
原 虎一君 曾根 益君  
下條 恭兵君 松浦 清一君  
片岡 文重君

農林大臣 廣川 弘禪君  
郵政大臣 佐藤 榮作君  
電気通信大臣 吉武 惠市君  
労働大臣 吉武 惠市君  
建設大臣 野田 卯一君  
国務大臣 岡野 清豪君  
国務大臣 周東 英雄君  
国務大臣 山崎 猛君  
政府委員  
法務政務次官 龍野喜一郎君  
法制意見長官 佐藤 達夫君  
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君  
刑政長官 清原 邦一君  
法務府検務局長 岡原 昌男君  
法務府特別審査局長 吉河 光貞君  
法務府特別審査局長 関 之君  
法務府特別審査局長 吉橋 敏雄君  
六月三十日議長において、左の通り議席を変更した。  
一一六 石原幹市郎君  
一六五 鈴木 安孝君

昭和二十七年七月一日 参議院會議録第五十九号

三〇一一

明治二十五年  
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十 円

送料別

発行所

東京新聞社  
電話九段三〇〇〇  
振替東京一九〇〇  
印刷 官報  
行 五